

第 3 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和7年2月5日(水) 午後1時30分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第3号 県費負担教職員の任免等の内申について (資料1)
- (2) 議案第4号 令和6年度練馬区指定・登録文化財について (資料2)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (3) 練馬区立学校(園)における教員の働き方改革推進プランの改定について (資料3-1、3-2)

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和7年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について (資料4)
 - ② 令和7年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について (資料5)
 - ③ 令和6年度練馬区立学校「東京都統一体力テスト」の結果について (資料6)
 - ④ ねりま子育て応援アプリの愛称について (資料7)
 - ⑤ 練馬こども園の認定について (資料8)
 - ⑥ 令和6年度練馬区二十歳のつどいの開催結果について (資料9)
 - ⑦ その他

5 視 察

- (1) 西大泉びよびよ

議案第 4 号

令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 5 日

提出者 教育長 三浦 康彰

令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について

このことについて、別紙のとおり指定・登録解除するものとする。

令和 7 年 2 月 5 日
地域文化部文化・生涯学習課

令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について

令和 7 年 1 月 16 日付け、練馬区文化財保護審議会答申（別紙 1）に基づき、次の文化財を令和 6 年度新規指定文化財および登録解除とする。

今回の指定・登録解除により指定文化財は 50 件、登録文化財は 219 件となる。

1 文化財を指定することについて

名称	三宝寺山門		
種別	有形文化財	員数	1 棟
所有者	宗教法人 三宝寺（練馬区石神井台一丁目 15 番）		
所在地	練馬区石神井台一丁目 15 番 三宝寺		

2 登録文化財を解除することについて

名称	金乗院山門		
種別	有形文化財	員数	1 棟
所有者	宗教法人 金乗院（練馬区錦二丁目 4 番）		
所在地	練馬区錦二丁目 4 番 金乗院		

令和6年度練馬区指定文化財の概要



三宝寺山門 1棟 練馬区石神井台一丁目15番 三宝寺

本山門は、木造、屋根は銅板瓦棒葺き、切妻造り、一間一戸、本柱2本に前後4本の袖柱を立てる四脚門で、左右に後補の袖塀をつけている。

『三宝寺誌』に記された棟札の内容から、文政10年(1827)に建築された可能性が高い。江戸時代後期の社寺建築は、素木でありながらも装飾性豊かな彫刻等で全体を覆う傾向があり、本山門も各柱の木鼻の彫刻や虹梁などに、その時代の特徴がみられる。

また、江戸幕府の三代将軍徳川家光が狩猟の際に立ち寄った伝承があることに加え、一般的には使用されなかった檜材を用いていること、しっかりした木割りであることから、「御成門」として造られたことがうかがわれる。

令和6年度練馬区登録（解除）文化財の概要



金乗院山門 1棟 練馬区錦二丁目4番 金乗院

形式は薬医門。一間一戸で、前方に本柱^{ほんぼしら}2本、後方に控柱^{ひかえぼしら}2本がある。本柱が門の中心線上から前方に出ている。屋根は切妻造り、^{きりづまづく}棧瓦葺きである。総高5.28m、桁行約3.064m（10.1尺）、梁間約1.818m（6尺）。

明治期の東京府文書（東京都公文書館所蔵）の記載、山門の柱・梁の状態から、築後100年以上経過しているものと判断される。

平成30年度に登録有形文化財としたが、山門の柱等の腐食により、所有者から建て替えの申し出があり、令和6年7月に登録解除申請書が提出された。



6 文保審第 5 号
令和 7 年 1 月 16 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区文化財保護審議会

会長 副島 弘道



令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について (答申)

令和 6 年 10 月 23 日付け、6 練地文第 517 号で諮問のあった令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、調査並びに審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、文化財の説明書は、別紙のとおりです。

記

1 文化財を指定することについて

名称	三宝寺山門		
種別	有形文化財	員数	1 棟
所有者	宗教法人 三宝寺 (練馬区石神井台一丁目 15 番)		
所在地	練馬区石神井台一丁目 15 番 三宝寺		
審議結果	「基準」第 2 の 1 (1) イ 該当により指定に値する。		



2 登録文化財を解除することについて

名称	金乗院山門		
種別	有形文化財	員数	1棟
所有者	宗教法人 金乗院（練馬区錦二丁目4番）		
所在地	練馬区錦二丁目4番 金乗院		
審議結果	練馬区文化財保護条例第7条第2項により登録解除とする。		

令和6年度練馬区文化財保護審議会答申 説明書（別紙）

【指定】

1 名称および員数

三宝寺山門 1棟

2 種別

有形文化財

3 所有者

宗教法人 三宝寺（練馬区石神井台一丁目15番）

4 所在地

練馬区石神井台一丁目15番 三宝寺

5 構造および大きさ

木造、切妻造り、銅板瓦棒葺き。一間一戸、四脚門。桁行3.849m、梁間3.277m。

6 説明

(1) 概要

本山門は、一間一戸で、本柱2本に前後4本の袖柱を立てる四脚門で、左右に後補の袖塀をつけている。屋根は銅板瓦棒葺き、切妻造りで、鬼は銅板の叩き出しで大棟は高く、箕甲をつけている。棟、巴には井桁に三つきの寺紋をつけている。懸魚は鎚懸魚で、先は鱗目になっており、鱗、六葉は牡丹の葉で、門扉に合わせた彫刻がみられる。大斗の上、柱芯上の通肘木と丸桁の間にS字の支輪が設けられ、波が彫刻で描かれている。袖柱正面の木鼻に唐獅子、本柱妻面の木鼻に猿、袖柱妻面の木鼻に象の彫刻がみられる。

組物は、出三斗組である。正面、妻面ともに中備えには、出三斗の間に髷股を置く。両本柱をつなぐ冠木にあたる繫梁は虹梁とし、前後にある袖柱の間をつなぐ虹梁よりひと回り大きくしている。また、本柱と袖柱の柱頭を虹梁で繋ぎ装飾性を高めている。

扉は柱より内側に付き、上部は藁座で、下部は沓石と一体となった石の軸受け部で枢を受けている。扉を受ける方立、鼠走りには卍崩しの地紋彫りがあり、観音開きの戸には牡丹の彫刻がみられる。

江戸幕府の三代将軍徳川家光が狩猟の際に立ち寄った伝承があることに加え、一般的には使用されなかった檜材を用いていること、しっかりした木割りであることから、「御成門」として造られたことがうかがわれる。

また、江戸時代後期の社寺建築は、^{しらき}素木でありながらも装飾性豊かな彫刻等で全体を覆う傾向があり、本山門もその時代の特徴がみられる。

(2) 沿革

三宝寺(真言宗)は、応永元年(1394)に、現在地から約600m東にて草創し、文明9年(1477)の石神井城落城後に当地に移転したと伝えられる。文久3年(1863)、明治7年(1874)に火災にあっているが、二度の火災を免れた山門は本寺で最も古い建造物である。

なお、本寺は、区指定文化財「三宝寺の梵鐘」・「永享八年の^{よねんぶついたび}夜念仏板碑」、区登録文化財「^{みださんぞんらいごうがぞういたび}弥陀三尊来迎画像板碑」を所有している。

(3) 建築の年代

装飾性が豊かな社寺建築の特徴から、江戸時代後期と考えられる。

『三宝寺誌』によると、「棟札に記るされたところによれば、当寺第二十三^{ゆうせん}世宥泉が、檀家等の寄付によらず、布施等を貯蓄して、独力で再建したものである。文政十年七月二十六日に成り、二度の火災にもその難を免れ、当山第一の古建築であるばかりでなく、当地方では稀に見る傑れた山門である。」と記されている。以上のことから、文政10年(1827)に建築された可能性が高い。

(4) 保存状態

『三寶寺 六百年の歴史と文物』によると、昭和28年(1953)に軒先と小屋組の一部を取りかえたことが記されている。その後、屋根の葺き替えが行われている。なお、袖塀は大正～昭和初期の写真ではみられないため、後年設置したものと考えられる。

7 指定の理由

本山門は「御成門」であることを意識し、江戸時代後期の社寺建築の特徴である豊かな装飾性を有し、伝統を引き継いだ規矩術によって建てられた造りとなっており、歴史的・学術的価値が高いことから、指定文化財に相応しい。

8 指定基準

「練馬区文化財登録・指定基準」の第2「練馬区指定文化財」の1「練馬区指定有形文化財」の(1)「建造物」のイ「歴史的または学術的価値の高いもの」に該当する。

9 主要参考文献

伊郷吉信『練馬区登録有形文化財 三宝寺山門 歴史的建造物調査報告書』
(2024年9月調査)(未公刊)

平野 實『三宝寺誌』、1960年、亀頂山三宝寺
小峰一允編集『三寶寺 六百年の歴史と文物』、1996年、亀頂山密乗院三寶寺
東京都教育委員会『東京都の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』135
頁、1989年
練馬区立石神井公園ふるさと文化館編『練馬の寺院』改訂、52・53頁、2012年

【登録（解除）】

1 名称および員数

金乗院山門 1棟

2 種別

有形文化財

3 所有者

宗教法人 金乗院 （練馬区錦二丁目4番）

4 所在地

練馬区錦二丁目4番 金乗院

5 登録（解除）の理由

本件は、平成30年度の登録有形文化財であるが、山門の柱等の腐食により、所有者から建て替えの申し出があり、登録解除申請書を受けたため、練馬区文化財保護条例第7条第2項の規定に基づき、登録を解除する。

令和 7 年 2 月 5 日
教育振興部教育指導課

練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プランの改定について

1 趣旨

練馬区教育委員会では、教員一人ひとりの心身の健康保持と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、平成 31 年 3 月に「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定した。

これまで本プランに基づいた取組を進めてきたことにより、教員の時間外勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い現状にある。この度、これまでの取組の成果および課題を整理するとともに、国および都の動向を踏まえ、本プランを改定する。

2 練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン（改定）

別添のとおり

練馬区立学校（園）における
教員の働き方改革推進プラン（改定）案

令和7年（2025年）2月

練馬区教育委員会

目 次

第1章 基本的な考え方	2
1 学校（園）における教員の働き方改革の目的および改定の主旨	
2 本プランの位置付け	
第2章 これまでの取組および勤務実態	3
1 練馬区立学校（園）教員勤務実態調査（平成30年）	
(1) 調査結果および目標	
(2) これまでの主な取組	
2 取組による勤務実態の改善状況	
(1) 教員勤務実態調査（国調査）との比較	
(2) 月ごとの時間外在校時間の割合（令和3年9月～令和6年12月）	
(3) 年間の時間外在校時間の割合（令和5年度）	
(4) 病気休職者の状況（令和元年度～令和6年度）※令和6年度は12月末時点	
(5) 勤務実態から見える成果および課題	
第3章 今後の目標および取組	13
1 学校（園）における教員の働き方改革の目標	
2 国および都の今後の主な取組	
3 区の今後の取組	
参考資料.....	18
・「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月 中央教育審議会答申）	
・学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム（令和6年3月 東京都教育委員会）	
・「学校・教師が担う業務に係る3分類」（平成31年1月 中央教育審議会答申）	

第 1 章 基本的な考え方

1 学校（園）における教員の働き方改革の目的および改定の主旨

【目的】

教員一人ひとりの心身の健康保持と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図る。

学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備については、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日）を踏まえた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け文部科学事務次官通知）等により、国として様々な取組を進めてきたところである。

練馬区教育委員会は、平成 30 年 2 月に東京都教育委員会が示した「学校における働き方改革推進プラン」を基に、平成 31 年 3 月、「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務の改善に取り組み、学校教育の質の向上を目指してきた。

これまで、副校長補佐や学校生活支援員等のサポート人材の配置拡充や各種システムの導入・整備などの取組を進めてきたことにより、教員の時間外勤務の状況は改善傾向にあるが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にある。

中央教育審議会は、令和 6 年 8 月、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についての答申を出し、教職員定数の改善や教師の処遇改善に関する方向性を示した。

この度、国や都の動向、最新の教育課題等に対応するため、本プランを改定し、教員の働き方改革について、更なる推進を図っていく。

2 本プランの位置付け

働き方改革を進めるためには、各学校（園）が実態に応じた取組を進めることができるよう、練馬区教育委員会が改善目標を含む実施計画を策定する必要がある。

本プランは、練馬区教育委員会の実施計画であるとともに、学校（園）での取組を促進することを目指すものである。本プランの具現化を通じて、学校（園）の働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況を検証し必要な施策を講じるなど、学校（園）の働き方改革を継続的に支援していく。

＝ 第 2 章 これまでの取組および勤務実態

1 練馬区立学校（園）教員勤務実態調査（平成 30 年）

(1) 調査結果および目標

練馬区教育委員会では、平成 30 年、勤務実態を正確に把握するため、幼稚園 3 園、小学校 33 校、中学校 17 校の計 53 校（園）のうち常時勤務する教員全員（校長、副校長、主幹教諭、教諭、主任養護教諭・養護教諭、栄養教諭等。臨時的任用を含む。）を対象に、質問紙への回答および連続する 7 日間の業務記録表への記録を行った。

※ 調査対象校の選定は、地域バランスや学校規模、特別支援学級（知的固定）の有無、特別支援教室拠点校・通級指導学級の存在等を勘案し決定した。

調査結果からは、週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員が多数いるなどの実情が明らかになり、長時間勤務による健康への影響だけでなく、ライフ・ワーク・バランスの充実等の観点からも、早急な改善が必要であった。

そこで、練馬区教育委員会では、平成 31 年時点において、練馬区立学校（園）の教員の働き方の当面の目標を次のとおり設定した。

【当面の目標】

- 小学校、幼稚園の全ての教員の週当たりの在校時間を 55 時間以内とする。
（平日 1 日当たり 11 時間）
- 中学校の全ての教員の週当たりの在校時間を 60 時間以内とする。
（平日 1 日当たり 12 時間）

その後、令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 72 号）が公布されるとともに、令和 2 年 1 月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示された。本指針においては、新たに時間外在校等時間の上限が定められ教職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置等が示された。

こうした状況を踏まえ、練馬区教育委員会は、管理運営規則を改正するとともに、国や都にあわせ、目標を次のとおり改めた。

【今後の目標】

- 全ての教員の月当たりの時間外在校時間を 45 時間以内とする。
- 全ての教員の年間の時間外在校時間を 360 時間以内とする。

(2) これまでの主な取組

練馬区教育委員会は、以下の4点を柱とし、練馬区立学校（園）の教員の働き方改革に取り組んできた。

- 1 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ
- 2 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進
- 3 部活動のあり方の見直し
- 4 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

1 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ

(1) 人材の配置

- ア 副校長補佐の配置拡充
R2：3名 ⇒ R6（12月末時点）：94名
- イ スクール・サポート・スタッフの配置拡充
R2：32名 ⇒ R6（12月末時点）：120名
- ウ 学校生活支援員の配置拡充
R2：155名 ⇒ R6（12月末時点）：262名
- エ 学校生活支援員（短時間勤務）の導入（令和5年度～）

2 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進

- (1) 出退勤管理システム導入による勤務状況の明示（令和3年9月～）
- (2) 好事例の周知および活用（令和5年5月）

3 部活動のあり方の見直し

- (1) 「中学校部活動のあり方に関する方針」の策定（令和2年3月）
 - ・週2日以上 of 休養日の設定
 - ・長くとも平日2時間、休日3時間の活動時間
- (2) 部活動指導員の配置拡充
R2：3名 ⇒ R6（12月末時点）：23名
- (3) 「練馬区立中学校部活動アンケート」の実施（令和5年11月）
 - ・練馬区立中学校に通う生徒およびその保護者、教員を対象に実施

4 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

- (1) 各種システムの導入・整備
 - ア 統合型校務支援システム（平成25年4月～ 順次更新）
 - イ 学校徴収金管理システム（平成31年4月～）
 - ウ 学校電話機の応答メッセージ機能（令和元年6月～）
 - エ 出退勤管理システム（令和3年9月～）
- (2) 学校施設管理員の導入（平成23年4月～）
- (3) 学校休務日の設定（令和元年度から3日 令和2年度から5日）
- (4) スクールロイヤーの導入（令和3年6月～）
- (5) 教員用タブレットの配備（令和4年9月～）
- (6) 土曜授業、通知表所見記載の見直し（令和6年4月～）

2 取組による勤務実態の改善状況

(1) 教員勤務実態調査（国調査）との比較

※国が抽出した小中学校（全国計 2,400 校）対象の調査

ア 職種別 平日 1 日当たりの在校等時間（時間:分）

※8月、10月、11月のうち、連続する日についての調査

平日	小学校		
	全国		練馬区
	H28年度	R 4 年度	R 4 年度
校長	10:37	10:23	9:48
副校長	12:12	11:45	10:43
教諭	11:15	10:45	10:24
養護教諭	10:07	9:53	9:03

平日	中学校		
	全国		練馬区
	H28年度	R 4 年度	R 4 年度
校長	10:37	10:10	9:45
副校長	12:06	11:42	11:08
教諭	11:32	11:01	10:14
養護教諭	10:08	9:53	9:14

イ 有給休暇取得日数

	小学校		中学校	
	全国	練馬区	全国	練馬区
H28年(度)	11.6日	16.8日	8.8日	12.7日
R4年(度)	13.6日	16.6日	10.7日	13.1日
R5年(度)		17.06日		14.5日

※校長・副校長を含む、全ての教員が対象

※国の結果は、当該年（度）の1～12月に取得した有給休暇の日数

※区の結果は、当該年（度）の4～3月に取得した有給休暇の日数

【分析および考察】

- ① 令和4年度時点において、平日の在校等時間が最も長い職層は副校長であり、小学校は10時間43分、中学校は11時間8分という結果となった。
- ② 令和4年度時点において、平日の在校等時間については、平成31年に設定した当面の目標である、小学校1日当たり11時間以内、中学校1日当たり12時間以内を達成することができた。
- ③ 有給休暇についても、全国と比較すると本区の教員は取得できているという結果となった。しかし、その内訳は、夏季休業中に偏っていることが想定され、日常的に有給休暇を取れている状況ではないと考える。

(2) 月ごとの時間外在校時間の割合

下表は、校長・副校長を含む、全ての教員を対象とし、月ごとの時間外在校時間の割合を示したものである。(土日祝日含む)

出退勤管理システムを導入した令和3年9月以降の月ごとの集計結果を、①目標とする月 45 時間以内、②月 45 時間超から過労死ラインとされる月 80 時間以内、③月 80 時間超に振り分けている。

【小学校】(単位：%)

黄枠：45 時間以内の割合が増加した月

R 3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内						58.9	46.2	47.0	52.4	68.8	60.6	51.4
45~80h						37.0	44.5	44.4	42.2	29.6	35.9	42.8
80h 超						4.1	9.3	8.6	5.4	1.6	3.5	5.8
R 4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内	40.9	51.9	37.9	86.9	99.9	54.3 (-5.6)	52.4 (+6.2)	55.0 (+8.0)	61.9 (+9.5)	70.4 (+1.6)	61.9 (+1.3)	59.4 (+8.0)
45~80h	49.3	43.2	47.1	12.2	0.1	40.5	41.9	40.5	35.4	28.1	35.4	37.8
80h 超	9.8	4.9	15.0	0.9	0.0	5.2	5.7	4.5	2.7	1.5	2.7	2.8
R 5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内	44.6 (+3.7)	53.3 (+1.4)	45.0 (+7.1)	72.9 (-11.0)	99.7 (-0.2)	60.0 (+5.7)	54.3 (+1.9)	60.0 (+5.0)	69.9 (+8.0)	72.7 (+2.3)	66.2 (+4.3)	67.8 (+8.4)
45~80h	49.3	43.9	47.1	25.9	0.3	37.5	41.2	37.3	28.8	26.0	32.0	30.3
80h 超	6.4	2.8	7.9	1.2	0.0	2.6	4.6	2.7	1.3	1.4	1.8	1.9
R 6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内	48.4 (+3.8)	52.7 (-0.6)	56.5 (+11.5)	73.4 (+0.5)	99.6 (-0.1)	65.8 (+5.8)	57.9 (+4.6)	63.3 (+3.3)	73.7 (+3.8)			
45~80h	46.6	43.1	39.2	25.9	0.4	32.6	38.6	35.1	25.4			
80h 超	5.0	4.2	4.3	0.7	0.0	1.5	3.5	1.6	1.0			

(括弧内は、前年比)

【中学校】（単位：％）

黄枠：45 時間以内の割合が増加した月

R 3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内						54.2	35.4	37.8	43.0	61.8	66.6	50.1
45～80h						33.1	36.9	36.8	40.1	32.6	29.0	36.5
80h 超						12.7	27.7	25.4	16.9	5.6	4.4	13.4
R 4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内	34.8	37.3	33.7	95.8	96.0	43.7 (-10.5)	38.5 (+3.1)	42.2 (+4.4)	51.5 (+8.5)	55.9 (-5.9)	61.0 (-5.6)	49.5 (-0.6)
45～80h	42.1	38.8	39.5	3.7	3.8	36.4	37.3	37.5	38.5	35.2	33.0	37.7
80h 超	23.1	23.9	26.8	0.5	0.2	19.9	24.2	20.3	10.0	8.9	6.0	12.8
R 5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内	37.0 (+2.2)	38.2 (+0.9)	34.9 (+1.2)	48.9 (-46.9)	97.2 (+1.2)	49.8 (+6.1)	41.1 (+2.6)	48.0 (+5.8)	57.5 (+6.0)	58.8 (+2.9)	64.4 (+3.4)	53.4 (+3.9)
45～80h	42.4	39.6	40.4	37.9	2.5	37.7	40.1	38.0	36.5	34.0	31.7	36.6
80h 超	20.6	22.2	24.7	13.2	0.3	12.6	18.8	14.0	6.0	7.2	3.9	10.1
R 6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45h 以内	38.7 (+1.7)	36.7 (-2.5)	40.0 (+5.1)	47.7 (-1.2)	96.3 (-0.9)	50.0 (+0.2)	41.2 (+0.1)	49.2 (+1.2)	56.1 (-1.4)			
45～80h	45.3	43.5	43.6	41.7	3.7	38.6	41.7	38.9	37.1			
80h 超	16.1	19.8	16.4	10.6	0.0	11.4	17.0	11.9	6.8			

（括弧内は、前年比）

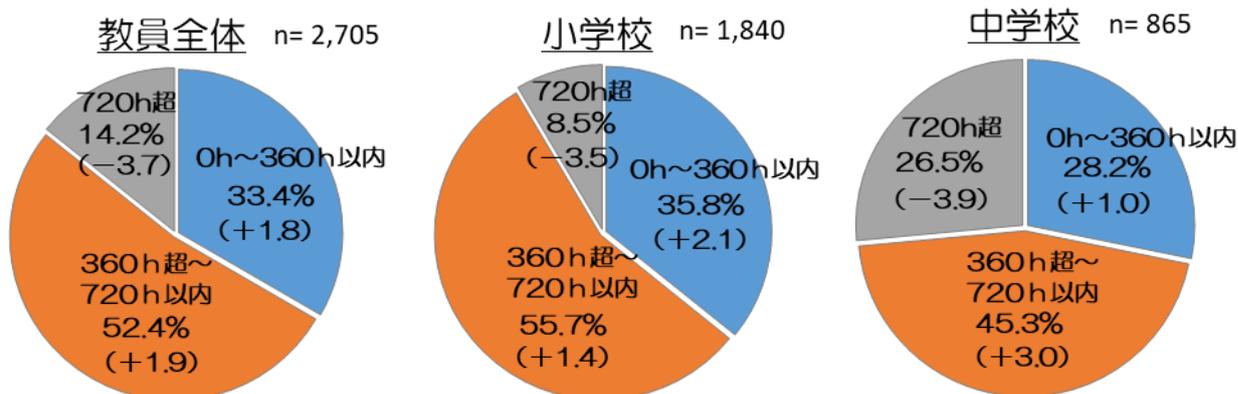
【分析および考察】

- ① 小中学校ともに、時間外在校時間が短くなっている傾向が認められる。しかし、依然として、月 45 時間以内を達成している教員の割合が 5 割以下の月もある。
- ② 小学校では、令和 5 年度、月当たりの時間外在校時間が 45 時間以内の教員の割合が最も低い月が 4 月（44.6％）、次点が 6 月（45.0％）となった。年度初めおよび成績処理の時期に在校時間が長くなる傾向がある。それ以外の月については、5 割以上の教員が月当たりの時間外在校時間が 45 時間以内という結果となった。
- ③ 中学校では、令和 5 年度、月当たりの時間外在校時間が 45 時間以内の教員の割合が最も低い月が 6 月（34.9％）、次点が 4 月（37.0％）となった。小学校と同様、年度初めおよび成績処理の時期に在校時間が長くなる傾向がある。全ての月について 小学校よりも時間外在校時間が長いという結果となり、要因のひとつとして、勤務時間外に行われる部活動指導が考えられる。

(3) 年間の時間外在校時間の割合（令和5年度）

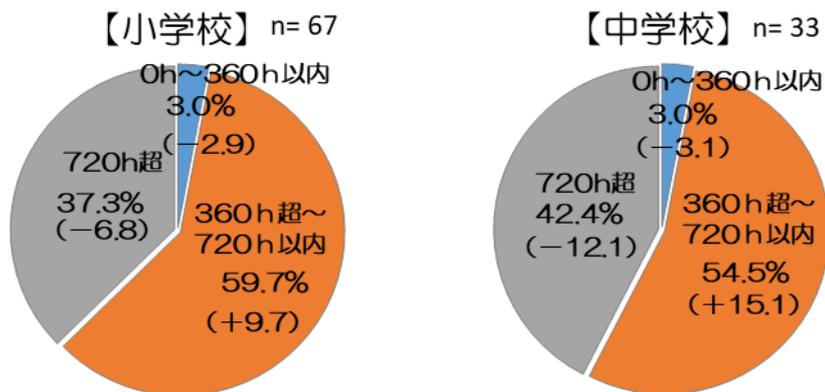
下図は、令和5年4月から令和6年3月までの1年間の時間外在校時間の割合を、校種等別に集計したものである。（土日祝日含む）

ア 全体



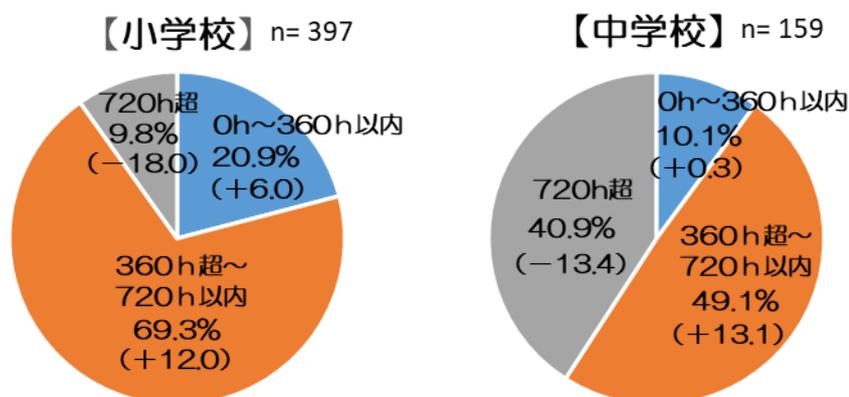
（括弧内は、前年比）

イ 副校長



（括弧内は、前年比）

ウ 若手教員（20代）



（括弧内は、前年比）

【分析および考察】

- ① 目標とする年間の時間外在校時間が 360 時間以内の教員は、小学校で 35.8%、中学校で 28.2%にとどまっている。
- ② 職層別に見ると、副校長の時間外在校時間が最も長くなっており、年間 360 時間を超えている割合が、小中学校ともに 95%を超えている。サポート人材の配置拡大など、副校長業務への支援が引き続き必要な状況である。
- ③ 年代別に見ると、若手教員（20代）の時間外在校時間が最も長くなっており、年間 360 時間を超えている割合が小学校で 79.1%、中学校で 90.0%となっている。授業準備や保護者対応への支援など、若手教員への支援が引き続き必要な状況である。

(4) 病気休職者の状況

年度	小学校		中学校		計	
令和元年度	25	(16)	5	(4)	30	(20)
令和2年度	27	(20)	11	(7)	38	(27)
令和3年度	21	(15)	12	(12)	33	(27)
令和4年度	29	(25)	10	(10)	39	(35)
令和5年度	32	(24)	13	(10)	45	(34)
令和6年度 (12月末時点)	22	(21)	6	(6)	28	(27)

※括弧内は、内数で精神疾患によるもの

※各年度とも年度内に1日以上病気休職を取得した人数(年度途中で復職した者を含む)

※前年度から引き続き休職している者については各年度の人数に計上

【分析および考察】

- ① 病気休職者は、年々増加傾向にあり、精神疾患によるものも一定数いる。
- ② 小学校の教員の方が中学校の教員よりも病気休職者が多い。

小学校では、新規採用教員の多くが4月から学級担任を受け持つことになるなど、精神的な負担が多いことが考えられる。

(5) 勤務実態から見える成果および課題

ア 成果

- 令和3年9月から出退勤管理システムを導入したことにより、教員の勤務実態を正確に把握することができるようになった。
- 令和5年度の月ごとの時間外在校時間について、小学校では12ヶ月のうち10ヶ月、中学校では11ヶ月において、前年度より減少しており、これまでの取組の成果が見られる。特に、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ等のサポート人材の配置拡充により、教員の業務が軽減され、児童生徒と向き合う時間の確保につながった。

イ 課題

- 依然として、目標とする年間360時間以内の時間外在校時間に達しない教員が多い。特に、時間外在校時間が長い傾向にある副校長および若手教員について、引き続きサポート人材の配置拡充等の支援を行う必要がある。
- 小学校よりも中学校の教員の時間外在校時間が長い傾向にあり、要因のひとつに部活動指導が考えられることから、部活動のあり方の検討および改善を一層推進する必要がある。
- 東京都公立学校採用候補者選考の倍率が低下しており、十分な教員数を確保できない状況にある。さらに、新規採用教員の病気休職者が一定数いることから、年次の浅い教員への支援を推進していく必要がある。
- 教員が児童生徒と向き合う時間を一層確保できるよう、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校および教員が担うべき業務の精査を行う必要がある。

【参考】東京都公立学校教員採用候補者選考状況の推移

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校全科	受験者数[A]	4,098	3,694	3,328	3,053	2,725	2,555	2,280	2,441
	名簿登載者数[B]	1,503	2,030	1,614	1,546	1,164	1,767	2,009	2,118
	受験倍率[A÷B]	2.7倍	1.8倍	2.1倍	2.0倍	2.3倍	1.4倍	1.1倍	1.2倍
中・高共通	受験者数[A]	6,399	5,232	4,837	4,250	4,120	3,681	2,962	3,122
	名簿登載者数[B]	902	1,175	1,189	1,278	939	1,285	1,617	1,527
	受験倍率[A÷B]	7.1倍	4.5倍	4.1倍	3.3倍	4.4倍	2.9倍	1.8倍	2.0倍
特別支援学校	受験者数[A]	860	762	664	610	540	499	726	751
	名簿登載者数[B]	203	259	206	197	193	355	556	596
	受験倍率[A÷B]	4.2倍	2.9倍	3.2倍	3.1倍	2.8倍	1.4倍	1.3倍	1.3倍

第3章 今後の目標および取組

1 学校（園）における教員の働き方改革の目標

出退勤管理システムによる集計からは、年々改善は見られるものの、依然として月当たりの時間外在校時間が45時間を超える教員が多数いる実状が明らかになった。長時間勤務による健康への影響の観点だけでなく、ライフ・ワーク・バランスの充実等の観点からも、引き続き改善が必要である。特に、副校長および若手教員の時間外在校時間が長い傾向にあり、各学校による校内体制の整備だけでなく、引き続き教育委員会主導による支援を行っていく必要がある。

練馬区教育委員会では、練馬区立学校（園）の教員の働き方改革における今後の目標を、国や都の目標と同様、引き続き次のとおり設定する。

【今後の目標】

- 全ての教員の月当たりの時間外在校時間を45時間以内とする。
- 全ての教員の年間の時間外在校時間を360時間以内とする。

練馬区教育委員会は、学校（園）とともに、目標達成のために必要な対策を講じ、月当たりの在校時間が小学校・中学校ともに45時間以内、年間で360時間以内となる教員が増えるよう、全教員の長時間勤務の縮減を図る。また、学校における働き方改革を継続的に推進するため、進捗状況の管理や学校（園）で共有すべき事例の周知や啓発に取り組んでいく。

2 国および都の今後の主な取組

下表は、令和6年に国が示した答申および都が示した取組である。今後、本内容を踏まえ、区としての取組を進めていく。

【国】「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月 中央教育審議会答申）

- ・学校における働き方改革の更なる加速化（3分類に基づく業務適正化の徹底等）
 - ・学校の指導・運営体制の充実（教科担任制の推進、「新たな職」の設置 等）
 - ・教師の処遇改善
- 詳細は、P. 17～

【都】学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム

（令和6年3月 東京都教育委員会）

- ・学校・教員が担うべき業務の精査
 - ・役割分担の見直しと外部人材の活用
 - ・負担軽減・業務の効率化（教科担任制の推進、授業動画配信 等）
 - ・働く環境の改善（相談しやすい職場づくり、教員の成長を支える仕組みづくり等）
 - ・意識改革・風土改革（在校等時間の見える化等）
- 詳細は、P. 19～

3 区の今後の取組

練馬区教育委員会は、国や都の取組を踏まえ、今後、以下の5点を柱とし、引き続き練馬区立学校（園）の教員の働き方改革に取り組んでいく。

- 1 学校・教員が担うべき業務の精査
- 2 役割分担の見直しと外部人材の活用
- 3 負担軽減・業務の効率化
- 4 働く環境の改善
- 5 意識改革・風土改革

5点の柱に基づき、在校時間縮減のための取組を示す。学校（園）は、取組を参考にして、各校（園）の実状に応じた工夫を行う。

★…副校長に特に関係する取組

☆…若手教員に特に関係する取組

1 学校・教員が担うべき業務の精査

(1) 都実証事業を踏まえた業務軽減【新規】

地域ボランティアとの連絡調整、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃など、国が示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」（P.21 参照）を基に、都が実施する「学校業務改革推進支援」（※1）を踏まえた業務軽減の取組について、働き方改革推進委員会で協議する。

※1 コンサルタントを活用し、学校および教員が担うべき業務を精査し、改善策の提案・実施、効果検証等、学校の取組を伴走型で支援する都実証事業

★(2) 学校施設の開放事業のあり方に関する検討【新規】

一般団体への体育館や校庭の開放事業のあり方について、検討委員会を立ち上げ、令和7年度末までに方向性を決定する。

★(3) 学校プールの今後の取扱いに関する検討【新規】

昨今の猛暑や豪雨でプールを使用できない時期が多いこと、プールの老朽化への対応、教員の負担が多いことなどの課題を踏まえ、各学校にある屋外プールでの水泳指導を見直す。

2 役割分担の見直しと外部人材の活用

★(1) 学校生活支援員の配置拡充【充実】

都が実施するエデュケーション・アシスタント事業（※2）や東京都教育支援機構（TEPRO）（※3）を活用し、教員の業務をサポートする人材配置を引き続き拡充する。

※2 第1学年から第3学年を対象に、担任を補佐し、副担任相当の業務を担う外部人材を配置する都事業

※3 教員の働き方改革を推進するために、多様な外部・専門人材の確保など、都内公立学校を多角的に支援する事業を実施する、都が設立した団体

☆(2) 教育アドバイザーによる若手教員への支援・指導の充実【充実】

新規採用教員や若手教員の支援・指導が充実するよう、教育アドバイザーの配置を拡充するとともに、これまで以上に支援・指導がしやすい配置について検討する。

(3) 部活動地域移行に向けた協議および部活動指導員の配置拡充【充実】

学校関係者や地域スポーツクラブ・保護者の代表等を委員とした検討委員会を開催し、令和8年度からの休日部活動の地域移行に向け、協議を行う。

また、令和2年3月に策定した「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」について、現在の課題や地域への移行の具体等を踏まえ、令和7年度中に改定する。

さらに、都の補助事業を活用し、単独で部活動指導や大会への引率を行うことができる部活動指導員の配置を引き続き拡充する。

3 負担軽減・業務の効率化

(1) 小学校教科担任制の効果的活用の推進【充実】

都モデル校や学年内教科担任制を実施している区内小学校における成果や取組事例を周知し、小学校教科担任制を推進する。

（都は、令和10年度までに12学級以上の全校へ導入予定）

(2) 校内別室指導支援員の配置拡充【充実】

不登校および不登校傾向の児童・生徒のための教室以外の学校での居場所を設け、一人一人の状況に応じた支援を安定的に実施するため、校内別室指導支援員を全校に配置する。

☆(3) 始業式および入学式の実施日の検討【新規】

教員の児童生徒と向き合う時間や年度初めの準備時間を確保するため、始業式および入学式の実施日について検討する。

(4) 諸表簿の電子化【新規】

これまで紙媒体で保存していた指導要録および健康診断票について、電子保管が行えるよう、環境を整備する。

★(5) 各種会議・研修等のオンライン化の推進【充実】

区主催の会議および研修について引き続きオンラインでの実施を推進する。また、各学校における校務クラウド化や保護者・地域向けアンケートのデジタル化等について好事例の周知を行う。

(6) タブレット端末の年度更新作業における教員の負担軽減【新規】

各学校において教員が行っている児童生徒用タブレット端末の年度更新作業について、ICT支援員によるサポートを実施する。

4 働く環境の改善

☆(1) ICT環境の整備【充実】

学校内ネットワークのWi-Fi化、児童生徒用タブレットの機器更新など、引き続きICT環境を整備する。また、小学校教育会や中学校教育研究会とも連携し、各学校において作成・活用している教材を学校間でデータ共有できるようにする。

☆(2) 相談しやすい職場づくり【充実】

都が実施する、臨床心理士等によるアウトリーチ型相談や新規採用教員メンター等を活用するなど、教員が働きやすい環境をつくる。

☆(3) 教員の心身の健康保持【充実】

新規採用教員を対象としたメンタルヘルス研修を充実するとともに、都作成のミニ動画やポータルサイトを活用し、教員の心身の健康保持を図る。

5 意識改革・風土改革

(1) 勤務実態に基づいた働きかけ【充実】

出退勤管理システムにより、教員の時間外在校時間を把握し、時間外在校時間が継続的に長時間になっている教員に対しては、管理職や産業医等による面談および適切な支援等を実施する。

(2) 教職員の意識改革【充実】

校長、副校長、管理職候補者等に対する研修の充実や、学校経営計画における働き方改革の取組の明確化について検討する。

(3) 好事例を参考にした学校での取組の推進【充実】

各学校における時程の見直し、児童生徒にとって真に意義のある教育活動や学校行事の精選を引き続き推進する。好事例については、校長会等を通じて共有する。

(4) 保護者・地域・関係機関との認識の共有【充実】

保護者や地域社会の方々に対し、働き方改革への理解、協力を依頼するとともに、警察等の関係機関に対する協力を依頼する。

参考資料

1 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月 中央教育審議会答申）

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子どもへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（答申）【概要】

令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、全国的に一定水準の教育を保障
- 知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価
- PISA2022でも世界トップレベルの結果

これらは、教師の**献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子どもたちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化（例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化等）

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
 新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上向き、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➡ 不登校 ➡ いじめ重大事態 ➡ 特別支援教育 ➡ 児童虐待 ➡ 外国人児童生徒 ➡ 子供の貧困 ➡ ヤングケアラー ➡ 家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化する中で、結果として、学校や教師の負担が増大してきた実態** ※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

改革の成果

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**（教員勤務実態調査より推計、教師・月当たり）
- 教職員定数の改善や**支援スタッフの配置拡充**など（平成28年度）

課題

- 依然として**時間外在校等時間の長い教師が存在**
- 教師不足も憂慮すべき状況
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

（平成28年度）		（令和4年度）	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考えの下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、生き活きと子どもたちと接することができる環境の整備が必要**

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性や創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる環境の整備**
- 新たな学びの実現に向けて**、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- 若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上向き**

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

第4章 学校の指導・運営体制の充実

第5章 教師の処遇改善

➡ **一体的・総合的に推進することが必要**

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には**給特法が改正**され、**業務量の適切な管理等に関する指針**を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、**教育委員会における取組も着実に進捗**。

➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、**小学校で約18時間、中学校で約23時間減少**。 ※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である場合には留意が必要。

- 一方、教育委員会や学校における**取組状況の差が課題**。解像度を上げて、**具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行**すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、**教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要**。**学校・教師が担う業務の適正化**の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「**個業**」から、業務の一部を他の教師等と分担する「**協働**」への**シフトチェンジの徹底**が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、**3分類に基づく業務適正化の徹底**、調査の精選、標準を大きく上回る**授業時数の見直し**、**校務DXの加速化**等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、**服務監督教育委員会**の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の**取組状況の公平な「見える化」**や**PDCAサイクルの構築**が不可欠。在校等時間の**教育委員会ごとの公表**も必要。
- 国は、**PDCAサイクル**を通じた働き方改革の推進、**業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表**等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、**指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求める**ことが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての**定量的な目標設定**が必要。まずは時間外在校等時間が**月80時間超の教師をゼロ**にすることを最優先で目指し、**全ての教師が月45時間以内**となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の**働き方改革の担当の明確化**も必要。学校についても、**教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化**等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の**育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上**が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を**学校運営協議会**や**総合教育会議**で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、**スクールロイヤー**等を活用した**法務相談体制**の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師の**メンタルヘルス対策**に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。**若手教師への支援体制の充実**が必要。
- 産業界の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の**労働安全衛生管理体制の整備**に向けて、**教育委員会への強力な指導**が必要。
- 正規の勤務時間の途中で**休憩時間を適切に確保**できるよう、担任外の教師も含め**給食指導を輪番制**にすること等により**休憩時間を割り振ること**等が必要。
- いわゆる「**勤務間インターバル**」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の**変形労働時間制の趣旨や効果**について、国は、**未活用の教育委員会に対しては周知**することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワーク**について、学校の特性を踏まえた**留意事項や工夫事例**を整理し、導入を促進する必要。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」^(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（**少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ**）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、**小学校中学年についても教科担任制を推進**し、専科指導のための**定数改善**が必要。

<若手教師への支援>

- **新卒教師は、学級担任ではなく教科担任**としたり、**持ち授業時数を軽減**したりする等の取組ができるよう、**教科担任制の充実に向けた定数改善**が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、**若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実**する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が**安心して産休や育休を取得**することができるような**体制整備**が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「**COCOLOプラン**」の実現に向けた体制整備に向けて、**学びの多様な学校への教員配置の充実**や、不登校生徒への支援等に対応する**生徒指導担当教師の全中学校への配置**等が必要。
- **養護教諭や栄養教諭**の配置充実、**高等学校や特別支援学校**の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- **35人学級**についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての**学校内外との連携・調整機能の充実**や、若手教師へのサポートのため、**「新たな職」の創設**が必要。
- **副校長・教頭の未配置校の解消**や複数配置基準の引下げの検討、**主幹教諭**の配置充実、**事務職員**の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、**支援スタッフの更なる配置充実**と、**次世代型「チーム学校」の実現**が必要。
- **教員業務支援員の安定的な確保**のための環境整備と一層の**連携・協働**に向けた**学校マネジメント**の推進、**副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実**が必要。
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**の配置充実や効果的な活用の推進、**部活動指導員の配置充実**が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、**支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担**の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、**社会人の学校への参入促進**等により**多様な専門性を有する教職員集団の形成**が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、**様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用**や、**特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用**が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、**参入しやすくなる免許制度の検討**等が必要。
- 民間企業等の従業員が**任期付職員**として学校現場で勤務することも想定。国は**制度の周知・活用促進**を図るべき。
- **教職の魅力の広報・啓発**や現場ニーズの適切な発信等が必要。

3

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、**一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保**されるも、その後、**相対的に優遇分が低下**し、**現在ではわずか**になっている状況。
- **諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善**が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、**人材確保法**による処遇改善後の昭和55年の**一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保**することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、**専門的な知識や技能等が求められる高度専門職**。
- 教師が、**専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方**が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、**日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応**が必要。
 - ・どのような業務をどのようどの程度まで行つか、**教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きい**。
- 教師の職務は、**教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務**が日常的に渾然一体となっており、**正確な峻別**は極めて**困難**。授業準備や教材研究等が、**どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難**。
 - = 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の**時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない**。
- **教師の職務等の特殊性**を踏まえると、**勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額**を支給する仕組みは、**現在においても合理性を有する**。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、**時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分に機能しない**と考えられる。
- **PDCAサイクル**を通じた働き方改革を推進し、**業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表**等を教育委員会が行う仕組みの検討や、**学校の指導・運営体制の充実**により、**時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当**。管理職は、教師の**時間外在校等時間の適切な把握**が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、**教職調整額の率は少なくとも10%以上**とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、**超勤4項目に別の業務を追加することは適さない**。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、**職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築**が必要。また、**人事評価の適正な実施・活用**が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、**教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）**。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、**学級担任の教師**について、**義務教育等教員特別手当の額を加算**する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、**管理職による適切な学校運営が重要**であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、**管理職手当等の改善**が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の**進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップ**し、**機動的に取組みの見直し**を図ることが重要。
- 次期学習指導要領における**標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方**等については、**今後の専門的検討を踏まえ、改革**されることを期待。

4

2 学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム (令和6年3月 東京都教育委員会)

別添 1

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」について

1 策定の背景

- 「学校における働き方改革推進プラン」を策定し(H30.2)、外部人材活用やデジタル化等の取組を推進
- 時間外勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況

<学校、働き方改革を取り巻く状況の変化>

- 教員の安定的な確保が困難 (R5年度教員採用選考における小学校全科の受験倍率は1.1倍、教員の精神疾患による休職率、新規採用教員の1年以内の離職率は増加傾向)
- 新たな課題や複雑・高度化する課題への対応 (教育DX、グローバル化、いじめ・不登校など)
- 国・民間企業においても、長時間労働の抑制やライフ・ワーク・バランス実現のための取組を推進

- 教員が心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていくことを表明 (R5.11)
- 集中的に取り組むべき具体的な対策を「実行プログラム」として取りまとめ、学校における働き方改革を更に加速

時間外勤務が月45時間(※)を超える教員の割合

学校種別	令和元年10月	令和5年10月
小学校	48.2%	38.2%
中学校	56.3%	49.9%
高等学校	33.5%	35.6%
特別支援学校	24.7%	25.5%

※国、都教育委員会が1か月当たりの上限として定める基準

2 策定の考え方

(1) 目的

次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と、教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質を維持・向上

(2) 位置付け

- 都立学校教員の服務監督権者である都教育委員会の実施計画
- 区市町村立学校教員の服務監督権者である区市町村教育委員会による取組の促進を目指すもの

(3) 計画期間

令和5年度から令和8年度まで(4年間)

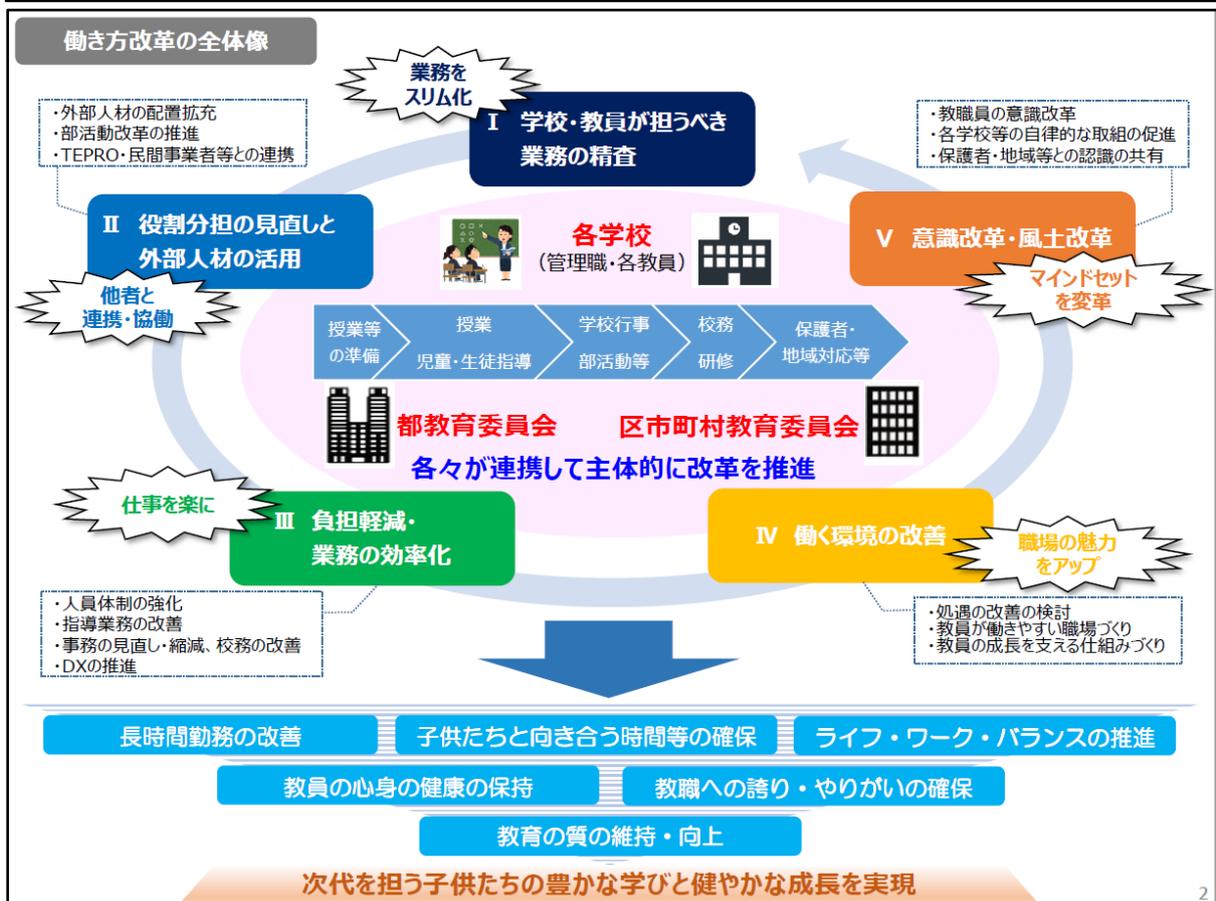
(4) 成果指標・目標値

各施策の効果検証や改善・充実に活用

	成果指標(カッコ内は目標値)
①時間外在校等時間	1か月当たり45時間超の教員の割合(0%)
②業務への負担・支援	ストレスチェック「仕事のコントロール」「職場の支援」の値(それぞれ100以下)
③ライフ・ワーク・バランス	教員の仕事と仕事以外のバランスの満足度(80%以上) 年次有給休暇取得日数(年間20日) 男性の育児休業取得率(50%以上)
④仕事に対するやりがい	授業準備の時間が取れていると感じる教員の割合(80%以上) 児童・生徒の相談の時間が取れていると感じる教員の割合(80%以上) 教員の仕事についての満足度(80%以上)

(5) 取組の方向性(5つの柱)

- I 学校・教員が担うべき業務の精査**
- II 役割分担の見直しと外部人材の活用**
 - 外部人材の配置拡充、部活動改革の推進、TEPRO・民間事業者等との連携
- III 負担軽減・業務の効率化**
 - 人員体制の強化、指導業務の改善、事務の見直し・縮減、校務の改善、DXの推進
- IV 働く環境の改善**
 - 処遇改善の検討、教員が働きやすい職場づくり、教員の成長を支える仕組みづくり
- V 意識改革・風土改革**
 - 教職員の意識改革、各学校等の自律的な取組の促進、保護者・地域等との認識の共有



3 主な取組

I 学校・教員が担うべき業務の精査

- ✓学校業務改革推進支援（コンサルタントを活用し、学校業務の精査や改善等を伴走型で支援）【小中高特】

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

1 外部人材の配置拡充

- ✓副校長補佐【小中高特】
- ✓スクール・サポート・スタッフ【小中】
- ✓Eデューション・アシスタント【小】
- ✓社会の力活用事業【小】

2 部活動改革の推進

- ✓部活動指導員の活用【中高特】
- ✓休日の部活動の地域連携・地域移行の推進【中高】

3 TEPRO・民間事業者等との連携

- ✓人材バンク、法律相談や就学支援金等事務支援業務等、TEPROと一層連携した学校支援の在り方を検討【小中高特】

III 負担軽減・業務の効率化

1 人員体制の強化

- ✓小学校教科担任制の推進【小】
- ✓負担の大きい校務を担う教員の授業時数軽減【小中高特】

2 指導業務の改善

- ✓教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等【小中高特】
- ✓授業時数や学校行事等、教育課程編成に係る指導・助言の徹底【小中高特】

3 教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善

- ✓調査等の見直し・縮減【小中高特】
- ✓副校長、分掌主任等が担う業務の点検・見直しの検討【小中高特】
- ✓事務職員の負担軽減（庶務関係事務の集約等の検討）【小中高特】
- ✓保護者等への対応の見直し【小中高特】

III 負担軽減・業務の効率化（つづき）

4 DXの推進

- ✓Teams等活用による資料共有や配布物の電子配信【高特】
- ✓統合型校務支援システムと採点・分析システムの連携【高】
- ✓保護者コミュニケーションシステムの段階的導入【高特】
- ✓デジタルサポーター配置、ICTリーダーの時数軽減【高特】
- ✓奨学金支援に係るシステムの再構築【高】
- ✓保護者が学校に提出する書類の電子化の検討【高特】
- ✓島しょDXの推進【小中】

IV 働く環境の改善

1 処遇改善の検討

- ✓国の検討状況を踏まえ、対応を検討【小中高特】

2 教員が働きやすい職場づくり

- ✓職員室の環境改善【高特】
- ✓アウトリーチ型相談事業、SNS相談窓口【小中高特】
- ✓新規採用教員メンターの導入【小】
- ✓教職員のためのコミュニケーションガイドブック【小中高特】
- ✓テレワーク、時差勤務等、新たな働き方の推進【小中高特】
- ✓男性育業取得率の目標値を50%以上に向上【小中高特】

3 教員の成長を支える仕組みづくり

- ✓教育用語集の作成・提供【小中高特】
- ✓研修機会の充実や資格取得等支援の検討【小中高特】

V 意識改革・風土改革

- ✓在校等時間等の見える化【小中高特】
- ✓区市町村教育委員会や学校の主体的な改革に向けた仕組みづくりの検討【小中高特】
- ✓働き方改革に関する好事例の収集・共有【小中高特】
- ✓保護者・地域、関係機関との認識の共有【小中高特】

3

主な取組（年次計画）

方向性	取組	対象	R5	R6	R7	R8
I 学校・教員が担うべき業務の精査	学校業務改革推進支援	小中高特		コンサルタントに委託し、業務の精査・改善を伴走型で支援	委託結果を踏まえ、業務の適正化を推進 区市町村教育委員会や学校に好事例等を共有	
II 役割分担の見直しと外部人材の活用	配外 置部 拡人 充材 の 充	副校長補佐	小中高特	1,028校	拡充：1,353校	効果検証の上、今後の展開を検討 人材確保策、質の向上等について検討、実施
		スクール・サポート・スタッフ	小中	1,971人	拡充：2,175人	
		Eデューション・アシスタント	小	100校	拡充：1,268校	
		部活動指導員	中高特	1,412人	拡充：1,796人	
	・の休 地地 域域 移移 行行 携携 動動	都立高校	高	パイロット校 運動部6校12部 文化部1校1部		令和6年度の状況を踏まえ規模を検討
	都立中学校等	中	10校10部	拡充：10校70部程度		
	区市町村立中学校	中	各区市町村における取組を支援			
III 負担軽減・業務の効率化	小学校教科担任制の推進	小	20校	拡充：90校程度	令和10年度までに12学級以上の全校へ導入	
	校務負担軽減のための時数軽減	小中高特	1,506校	拡充：2,140校	効果検証の上、今後の展開を検討	
	教育課程編成に係る助言・指導（授業時数、学校行事等）	小中高特	通知発出		区市町村教育委員会とも連携して学校に対する指導・助言	
	調査等の見直し・縮減	小中高特	視点再整理	視点に基づき縮減	不断の見直し（ICTも活用した縮減の検討・実施）	
	DXの推進	統合型校務支援システムと採点・分析システムとの連携強化	高	システム改修		連携強化
	保護者コミュニケーションシステム	高特	システムを段階的に導入		拡充：全校	
IV 働く環境の改善	アウトリーチ型相談事業	希望する小・中学校対象	小中高特	希望する都立学校を対象に追加	継続実施	
		小学校の全新採教員等対象		小学校の地区間の初異動者等を対象に追加	効果検証の上、今後の展開を検討	
	先生たちのほっとLINE	小中高特	開設	都立学校に対象拡大	効果検証の上、今後の展開を検討	
	新規採用教員メンター	小		しくみを導入		
	教職員のためのコミュニケーションガイドブック	小中高特	作成・提供		周知・活用・更新	
V 意識改革・風土改革	在校等時間等の見える化	小中高特	在校等時間の客観的把握	他の学校、他の区市町村教育委員会との比較ができるよう「見える化」を検討・実施		
	保護者・地域等との認識の共有	小中高特	チラシ配布	チラシ配布、メッセージ発信等、働き方改革への理解、協力の依頼を継続		

4

3 「学校・教師が担う業務に係る3分類」(平成31年1月 中央教育審議会答申)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

練馬区立学校（園）における
教員の働き方改革推進プラン

平成31年（2019年）3月

練馬区教育委員会

目 次

I	プランの基本的な考え方	1
1	学校（園）における教員の働き方改革の目的	
2	本プランの位置付け	
II	練馬区立学校（園）における教員の勤務実態	2
1	副校（園）長の勤務実態	2
2	教員の勤務実態	3
3	部活動の実態	5
4	勤務実態の考察	6
III	練馬区立学校（園）における教員の働き方改革の目標	7
IV	取組の方向性	7
V	取組の方向性に基づいた具体的な取組	8
1	副校（園）長業務の改善および 教員への業務時間縮減に向けた働きかけ	8
2	校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進	9
3	部活動のあり方の見直し	10
4	教育委員会における働き方改革に関する環境整備	11
	練馬区立学校（園）教員勤務実態調査の集計結果	13

Ⅰ プランの基本的な考え方

1 学校（園）における教員の働き方改革の目的

【目的】

教員一人ひとりの心身の健康保持と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図る。

学校を取り巻く環境が複雑化かつ多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の着実な実施など、学校教育の一層の充実が求められている。

こうした中、練馬区立学校（園）において、教員は日々子供とかかわり献身的に職務に取り組んでいる。一方、教員の長時間勤務の実態が明らかとなっており、このことは子供の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼしており、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。ライフ・ワーク・バランスの視点を重視し、子供と向き合う時間を確保して、より一層の指導の充実を図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、練馬区教育委員会は、平成30年2月に東京都教育委員会が示した「学校における働き方改革推進プラン」を基に、「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務の改善に早急に取り組み、学校教育の質の更なる向上を目指す。

2 本プランの位置付け

働き方改革を進めるためには、各校（園）が実態に応じた取組を進めることができるよう、練馬区教育委員会が改善目標を含む実施計画を策定する必要がある。

本プランは、練馬区教育委員会の実施計画であるとともに、練馬区立学校（園）での取組を促進することを目指すものである。今後、本プランの具現化を通じて、練馬区立学校（園）の働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況を検証し必要な施策を講じるなど、学校（園）の働き方改革を継続的に支援していく。

II 練馬区立学校（園）における教員の勤務実態

1 副校（園）長の勤務実態

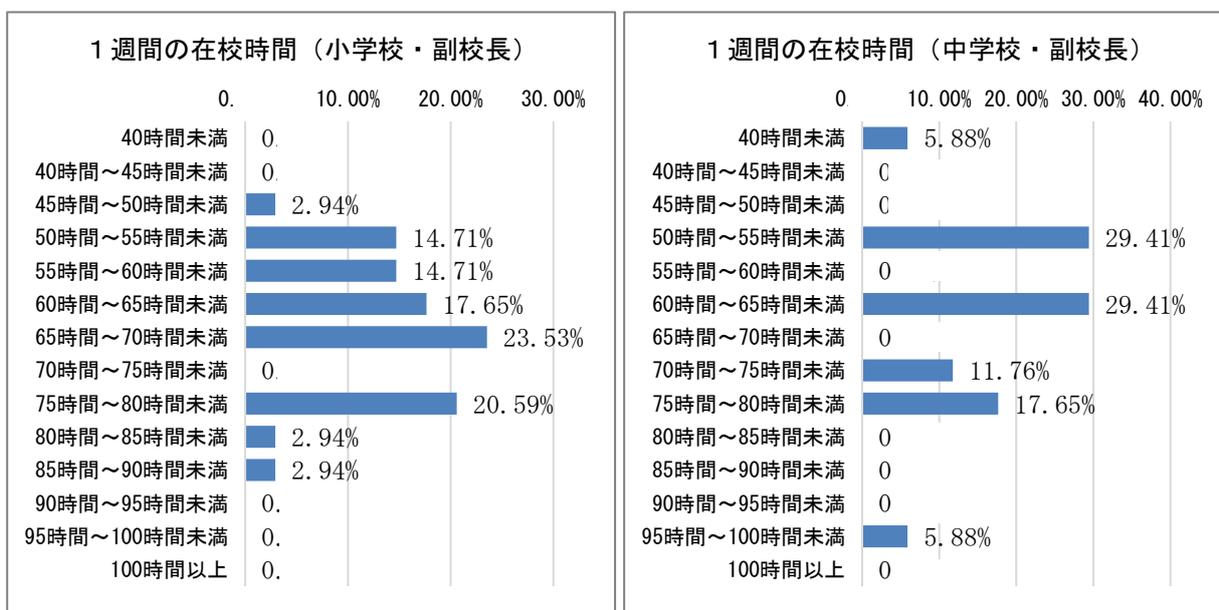
(1) 副校（園）長の週当たりの在校時間

- ① 小中学校とも、東京都の平均時間を下回っている（幼稚園は66時間34分）。
- ② 在校時間で最も人数の割合が大きい時間帯は、小学校で65時間から70時間未満、中学校で50時間から55時間未満および60時間から65時間未満である。

表1 副校（園）長の週当たりの在校時間

1週間	小学校		中学校		練馬区立幼稚園
	東京都	練馬区	東京都	練馬区	
副校（園）長	68時間33分	65時間35分	65時間54分	63時間56分	66時間34分

グラフ1 副校長の週当たりの在校時間の分布



(2) 副校（園）長が多くの勤務時間をかけている業務

- ① 小学校 … 学校運営事務、調査（対外用）、防犯・防災・衛生
- ② 中学校 … 調査（対外用）、学校運営事務、その他業務
- ③ 幼稚園 … その他業務、研修、経理事務

表2 副校（園）長が多くの時間をかけている業務

設問	業務分類	小学校		中学校		練馬区立幼稚園
		東京都	練馬区	東京都	練馬区	
2	学校運営事務	8時間38分	10時間00分	8時間52分	5時間38分	3時間00分
12	防犯・防災・衛生	3時間58分	4時間08分	3時間38分	3時間54分	3時間30分
28	調査（対外用）	6時間03分	5時間00分	5時間57分	9時間19分	4時間50分
37	研修	2時間16分	3時間42分	2時間29分	3時間31分	5時間20分
41	その他の業務	2時間12分	1時間45分	5時間02分	5時間01分	10時間30分

2 教員の勤務実態

※ 主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭を含み、主任養護教諭・養護教諭、栄養教諭を含まない。

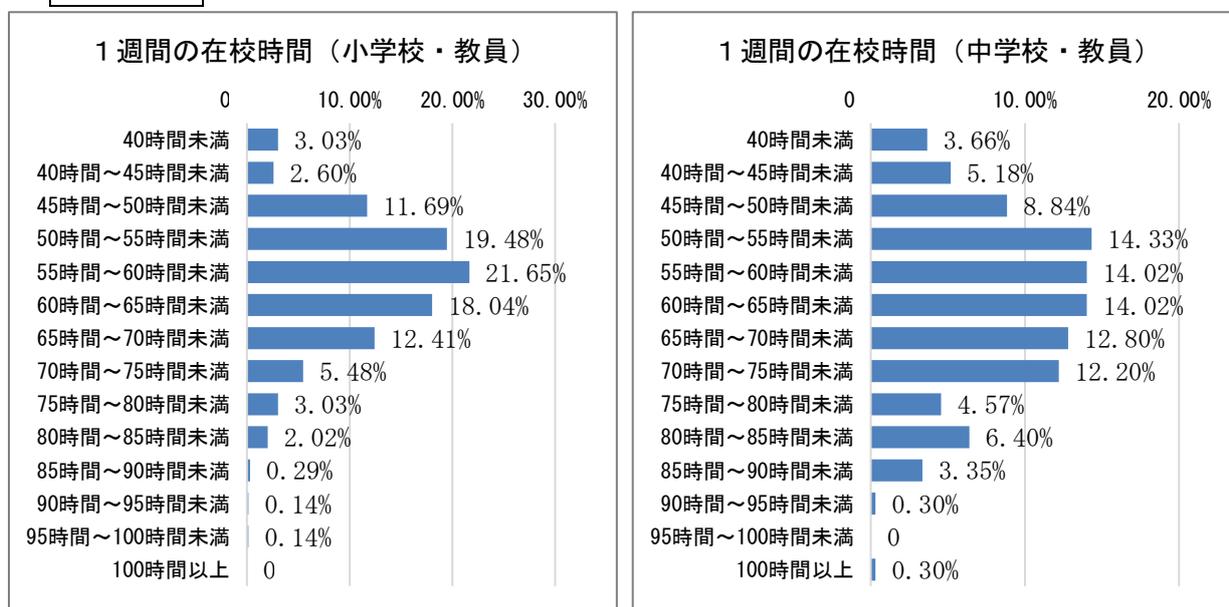
(1) 教員の週当たりの在校時間

- ① 小中学校とも、東京都の平均時間を下回っている（幼稚園は57時間44分）。
- ② 在校時間で最も構成比の割合が大きい時間帯は、小学校および幼稚園で55時間から60時間未満、中学校で50時間から55時間未満である。

表3 教員の週当たりの在校時間

1週間	小学校		中学校		練馬区立幼稚園
	東京都	練馬区	東京都	練馬区	
教員	58時間33分	58時間28分	64時間35分	61時間08分	57時間44分

グラフ2 教員の週当たりの在校時間の分布



(2) 教員が多くの勤務時間をかけている業務（但し、授業を除く）

- ① 小学校 … 授業準備、成績処理、児童指導（集団）《東京都と大きな差はない》
- ② 中学校 … 授業準備、部活動・クラブ活動、成績処理《東京都と大きな差はない》
- ③ 幼稚園 … 授業準備、学年・学級経営、学校経営

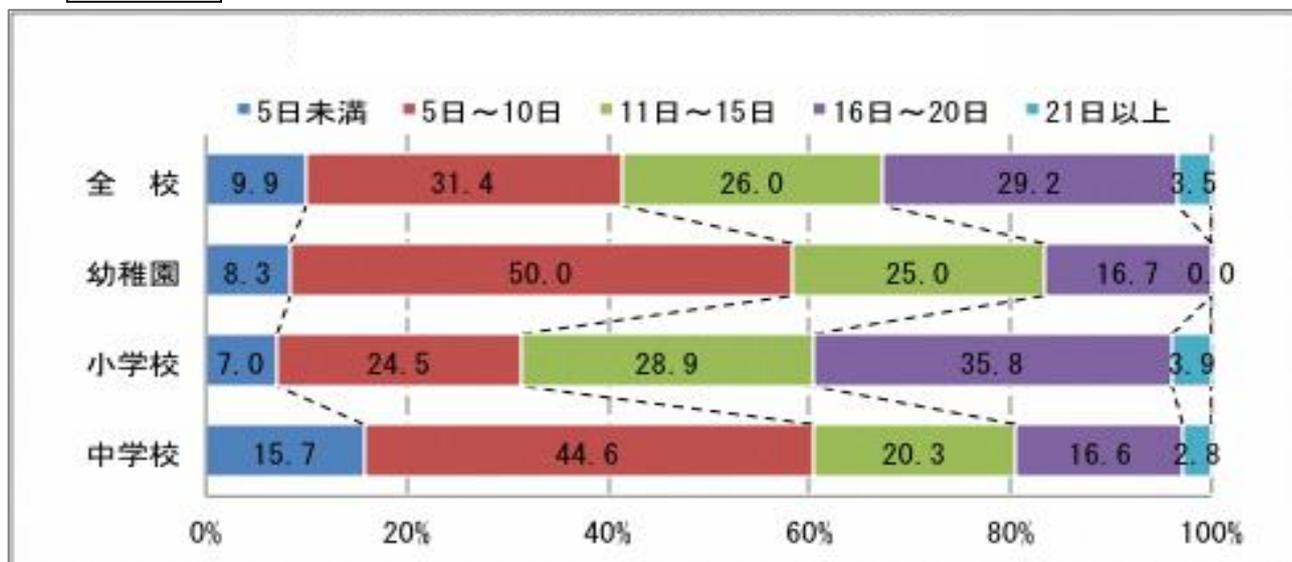
表4 教員が多くの時間をかけている業務

設問	業務分類	小学校		中学校		練馬区立幼稚園
		東京都	練馬区	東京都	練馬区	
4	授業準備	9時間24分	9時間04分	8時間27分	8時間55分	10時間42分
6	成績処理	7時間19分	6時間38分	9時間10分	7時間29分	0時間08分
7	児童・生徒指導（集団）	3時間29分	3時間44分	4時間48分	4時間34分	0時間15分
9	部活動・クラブ活動	0時間26分	0時間23分	7時間52分	8時間43分	0時間00分
12	学年・学級経営	2時間08分	1時間57分	2時間57分	2時間22分	4時間40分
13	学校経営	1時間58分	1時間35分	1時間24分	1時間25分	3時間15分

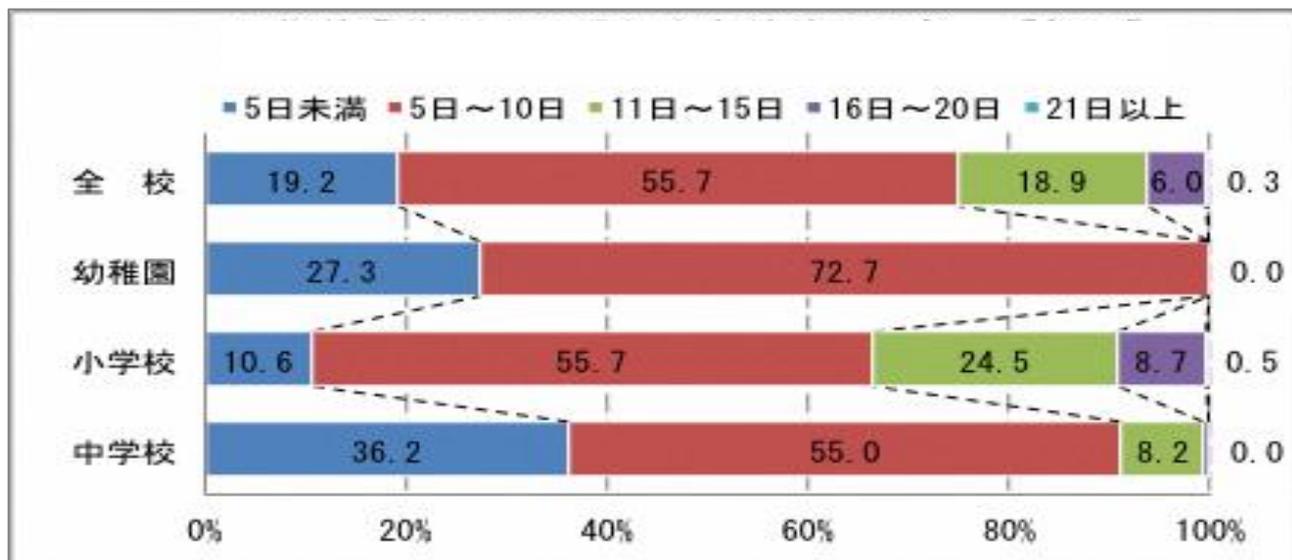
(3) 平成29年度における年次有給休暇の取得日数

- ① 11日以上有給休暇を取得しているのは、小学校教員で約70%、幼稚園教員、中学校教員で約40%
- ② 小学校教員は、長期休業中の取得日数が多い。

グラフ3 平成29年度における年次有給休暇取得日数



グラフ4 平成29年度の長期休業中における年次有給休暇取得日数

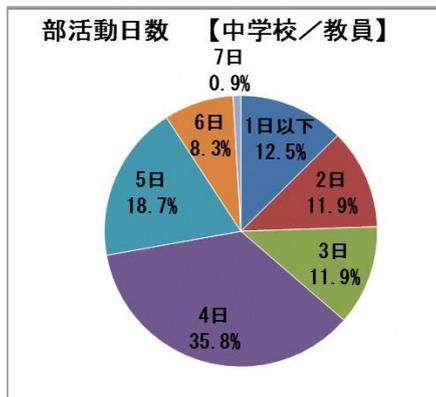


3 部活動の実態

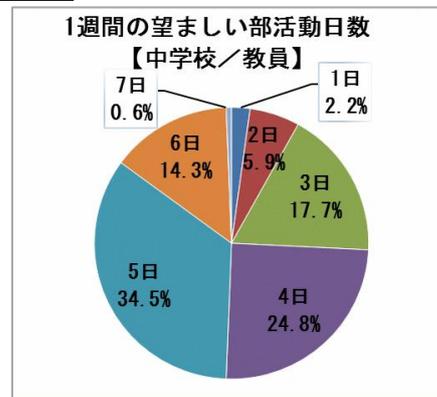
(1) 週の活動日数は4日が最多となっている。休養日なしの部活動もある

○ 活動日は4日～5日が望ましいと考えている教員が約60%であるが、休養日なし、休養日1日が望ましいと考えている教員も約15%いる。

グラフ5 1週間当たりの活動日数



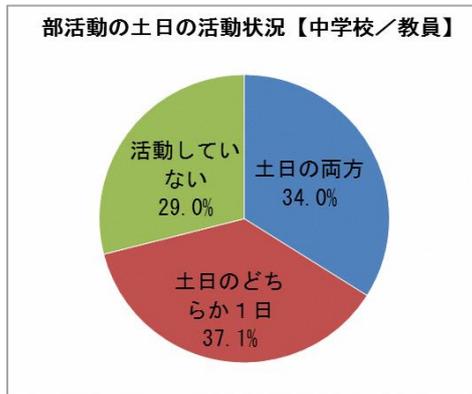
グラフ6 1週間の望ましい部活動実施日数



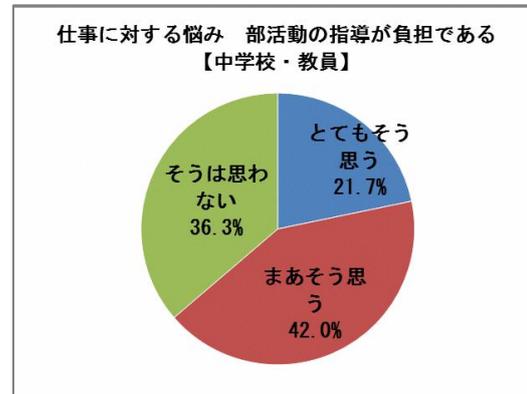
(2) 土日の両方とも部活動を行っている教員は34%

- ① 部活動指導に負担を感じている教員が60%以上いる。
- ② 部活動指導において多忙と感じる原因として、多くの教員が「土日の活動があること」「授業準備や教材研究などができないこと」をあげている。

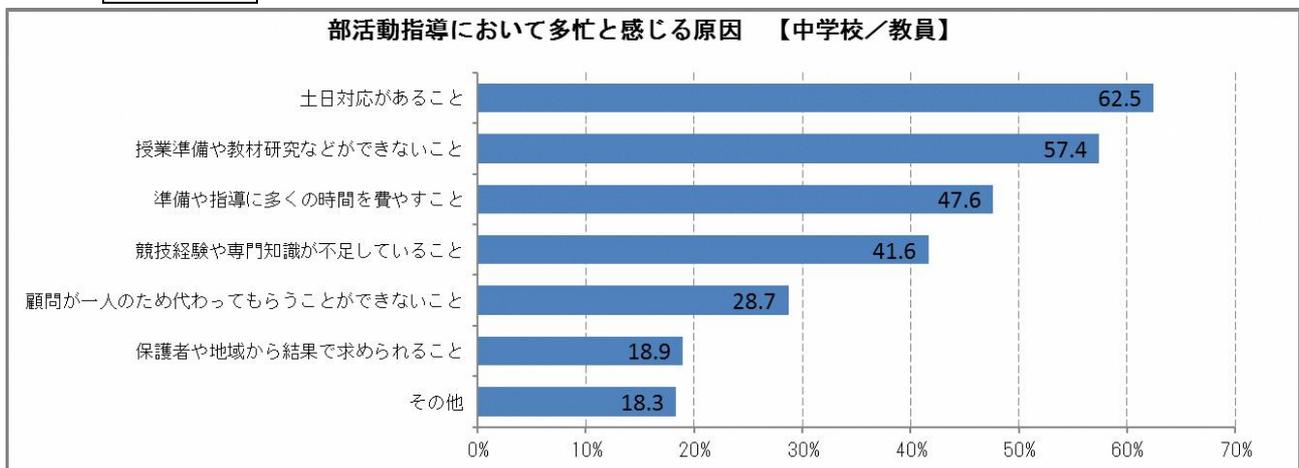
グラフ7 土日の活動状況



グラフ8 部活動への負担感



グラフ9 部活動指導において多忙と感じる原因



4 勤務実態の考察

(1) 副校長業務について

- ① 副校長の週当たりの在校時間は平均60時間を超えている。中学校では、在校時間95時間から100時間未満の副校長が数人いる。小・中学校とも、業務について、多くの時間をかけて終わらせるグループと、一定の時間で終わらせているグループとに分かれる。
- ② 在校時間60時間以上の副校長は、在校時間60時間未満の副校長よりも、中学校で3時間以上、小学校で2時間弱、多くの時間をかけている業務が複数ある。学校の状況にもよるが、これらの業務の時間は短縮できる可能性が高く、在校時間縮減のポイントになる。
- ③ 副校長の主な業務内容については、校種により時間に差はあるが、対外用の調査に多くの時間をかけていることは共通している。特に中学校では、最も時間を要する業務となっているので、調査の精査、簡素化を図る必要がある。

(2) 校務・園務業務について

- ① 中学校では、週当たりの在校時間が平均60時間を超えている。小学校および幼稚園では、最も人数の割合が大きい55時間から60時間未満の時間帯を中心に、概ね正規分布の形になっている。在校時間が40時間未満の教員も80時間を超える教員もいる。
- ② 中学校では、週当たりの在校時間が60時間を超える教員を減らすこと、小学校および幼稚園では、55時間を超える教員を減らすことから取り組む必要がある。
- ③ 教員の業務については東京都と大きな差はないが、業務にかける時間については、小学校、中学校ともに成績処理、事務（業務日誌作成、資料・文書の作成など）で、東京都より少ない。これは、校務支援システムの運用の効果であると考えられる。
- ④ 中学校では、部活動が東京都より長い。在校時間が60時間を超える教員は、在校時間が60時間未満の教員よりも10時間多く部活動に時間をかけていることから、部活動のあり方を見直し、区として改善を図ることが、中学校教員の業務時間の縮減につながると考える。
- ⑤ 平成29年度の年次有給休暇の取得について、中学校教員および幼稚園教員は、小学校教員に比べて、年次有給休暇が取得しづらい状況があるものと考えられる。

(3) 部活動について

- ① 「週当たり2日以上 の休養日」と示している「東京都教育委員会 部活動の在り方に関する方針」が徹底されていない実態がある。
- ② 部活動指導のため、生徒への学習指導に使う時間を確保できていないと感じている教員が少なからず存在している。このため、平日の部活動のあり方や土日の活動日の設定に関する制限を設けた区の方針を示し、教員が子供に向き合うための時間を確保した上で、部活動を適切に実施する環境を整える必要がある。

Ⅲ 練馬区立学校（園）における教員の働き方改革の目標

練馬区立学校（園）教員勤務実態調査では、週当たりの在校時間が60時間を超える教員が多数いるなどの実状が明らかになった。Ⅱで述べた教員の勤務実態は、長時間勤務による健康への影響の観点だけでなく、ライフ・ワーク・バランスの充実等の観点からも、早急な改善が必要である。

そこで、練馬区教育委員会では、練馬区立学校（園）の教員の働き方の当面の目標を次のように設定する。

【当面の目標】

- 小学校、幼稚園の全ての教員の週当たりの在校時間を55時間以内とする。
（平日1日当たり11時間）
- 中学校の全ての教員の週当たりの在校時間を60時間以内とする。
（平日1日当たり12時間）

練馬区教育委員会は、練馬区立学校（園）とともに、目標達成のために必要な対策を講じ、週当たりの在校時間が小学校・幼稚園で55時間以上、中学校で60時間以上の教員のみならず、練馬区立学校（園）に勤務する全教員の長時間勤務の縮減を図る。

練馬区教育委員会は、学校における働き方改革を継続的に推進するため、進捗状況の管理や練馬区立学校（園）で共有すべき事例の周知や啓発に取り組む。

Ⅳ 取組の方向性

練馬区教育委員会は、以下の4点を柱とし、練馬区立学校（園）の教員の働き方改革に取り組む。

- 1 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ
- 2 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進
- 3 部活動のあり方の見直し
- 4 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

＝ V 取組の方向性に基づいた具体的な取組

4点の柱に基づき、在校時間縮減のための取組を示す。学校（園）は、取組を参考に
して、各校（園）の実状に応じた工夫を行う。

1 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ

【ポイント】

「自身の在校時間の縮減」 「副校長自らが意識改革」
「在校時間縮減に向けた教員への働きかけ」

(1) 業務の効率化

- ① 電子データを年度ごとや分掌ごとのフォルダに再構成したり、作成日時が分かる
ファイル名等を工夫して整理したりすることにより、データ検索にかかる時間を短
縮する。
- ② 校長決定を仰ぐもの、副校長決定で足りるものなど、文書の決定権者とそれに伴う
決定ルートを明確にし周知することにより、決定に要する時間を短縮する。
- ③ 調査は副校長が抱え込むことなく、適切な進行管理のもと担当者と連携して進める。
- ④ 会議資料はC 4 t hで配付し、会議は職員室にてコンピュータ画面で資料を見なが
ら行う。ペーパーレス化により資料印刷の時間を短縮する。
- ⑤ 軽微な伝達事項はC 4 t h 掲示板や個人連絡を活用する。副校長は教職員の開封
状況の管理を徹底する。
- ⑥ 「東京都公立小・中学校 副校長実務必携」も活用しながら、いつ、どんな仕事があ
り、副校長としてどのようなことをする必要があるのか、副校長会のネットワー
クを活用するなどして「副校長業務カレンダー」を作成し共有する。

(2) 在校時間縮減に向けた副校長自身の意識の向上

- ① 調査は收受後すぐに処理するよう心掛け、締め切り日と今後の予定を勘案し、余裕
をもって処理し提出する。
- ② 午後5時過ぎや土日にできるという発想を改め、業務は午後5時までに終わらせる
つもりで取り組む。その日の午後5時までの予定を午前9時までに大まかに立てる。
- ③ 勤務時間内に、学校でなければできない業務に注力する。
- ④ 自分の1日のスケジュール管理をする上で、副校長に限定される業務（例：服務管
理、施設管理、外部対応など）の時間帯を確保し、可能な範囲で教員にも周知する。
- ⑤ 教員の働き方改革のために管理職が率先して早く退勤する。副校長が定時で退勤
する日は、自ら周囲に宣言し実行する。
- ⑥ 副校長会のネットワークづくりを率先して行い、特に近隣校・ブロック校の副校長
に、業務で不明な点を確認し易い雰囲気構築する。

(3) 教員の在校時間縮減に向けた副校長からの働きかけ

- ① 管理職による教職員に対する意識啓発を推進する。
 - ア 在校時間縮減の目的を説明する機会を設けるとともに、校内研修を実施する。
 - イ 効率的な働き方に関する指導・助言を行う。
- ② 定時退勤日の設定による教員の在校時間縮減に対する意識向上を図る。
- ③ 在校時間縮減を励行する雰囲気醸成を図る。

2 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進

【ポイント】

「校務分掌や学校運営の工夫」 「教員自らが意識改革」

(1) 学校（園）における校務分掌、会議の実施方法、行事計画の工夫

- ① 校務分掌
 - ア 統合・廃止を含む抜本的な見直しを行い、学校の実態に応じた校務分掌の再編を行う。
 - イ 校内働き方改革検討委員会を設置し、学校の実態に応じた業務改善について検討する。
- ② 会議の開催方法
 - ア 職員会議の時間短縮と効率化を図る。
 - a 資料を「協議不要」「協議必要」に分けて、「協議必要」事項のみ協議する。
 - b 資料は事前配付、事前閲覧を原則とする。
 - c 会議の開始時刻や提案・報告の時間を厳守する。
 - d 提案・報告・連絡の方法の定型化や個人の伝達スキルを向上させる。
 - e 外部講師を招いて効率的な会議の実施方法に関する研修を実施する。
 - イ 共通掲示板の設置・活用により報告の時間を短縮する。
 - a C4t h 掲示板の活用や職員室の共通掲示板の設置・活用を図る。
 - b その日の学校全体の予定や報告事項等を記載した資料を毎日配付する。
- ③ 学校行事の計画・運営
 - ア 年間計画の抜本的な見直しを行い、統合・廃止・簡素化を含む再編を実施する。
 - イ 各行事の実施計画について、ねらいや子供の実態、学校の実態に照らして見直し、実施方法の改善を図る。
- ④ 学校徴収金（給食費、教材費等）の集金、管理、支払いおよび会計報告については、学校徴収金管理システムを導入し、会計処理の時間を短縮する。

(2) 教員自身の意識改革

- ① 休日出勤をしないことを前提として自身の業務管理を行う。
- ② 個人の業務と組織の業務の別を意識し、児童生徒下校後は組織の業務を優先して処理することを心掛ける。
- ③ 各教員が目標退勤時刻を設定し、目標退勤時刻を可視化し情報共有することにより、互いのスケジュールを配慮できるようにする。
- ④ 各業務の繁閑に応じて、週単位や月単位による在校時間の管理・調整を行う。
- ⑤ 年次有給休暇を積極的に取得する意識の基に、取得に向けて自身の業務管理を効果的かつ効率的に行うよう取り組む。

3 部活動のあり方の見直し

【ポイント】

「休養日は週2日とし、平日1日と土日はどちらか1日に設定」
「部活動の検討組織を設置」 「部活動顧問自らが意識改革」

(1) 部活動のあり方に関する方針の策定と運用

- ① 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針（平成30年8月改訂）」に基づき計画的な部活動を実施する。 ※文化部も同様の方針に基づき実施する。
 - ア 練習時間は平日2時間、週休日および休日は3時間程度とする。
 - イ 1週当たり、平日は必ず1日以上、週休日のいずれかは必ず休養日とする。
 - ウ 大会等で週休日に連続して活動した場合、平日の休みを増やし、1週当たりの活動日を5日以内とする。
 - エ 各部において部活動指導計画、年間計画、月ごとの予定を必ず作成する。年間の休養日の総日数が100日以上、週休日および休日の休養日を50日以上になるように年間計画を立て、管理職が活動時間を把握した上で活動を承認する。また、計画を保護者に通知する。なお、大会期間等により、やむを得ず1週当たりの規定の休みが取得できない場合は、年間計画において調整する。
 - オ 長期休業日、定期考査前など、まとまった休養日の設定を奨励する。
- ② 「(仮称) 練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」の策定委員会を設置する。
 - ※ 以下の項目を策定委員会における検討事項とする。
 - ア 練馬区の部活動専門委員会に対して公式大会のあり方の見直しを求め、各校においても参加する大会等が適正な大会数となるよう要請する。
 - ※ 中体連および中吹連主催の公式大会とは、夏季および秋季の中学校総合体育大会、吹奏楽コンクールおよびアンサンブルコンテストを指す。大会運営において、予選の試合の組み方やシード権のための大会等の在り方も含め検討する。その際、大会開催日数の削減等による負担軽減とともに、生徒の試合経験や地域に関連する大会の参加等を踏まえ、総合的に判断するように働きかける。

- イ 平成32年度から開始予定の会計年度任用職員制度について、部活動指導員への導入を含め検討する。
- ウ 教員配置人数と適正な部活動数のバランスを考慮し、複数顧問制の導入など、教員個々の負担を軽減する。
- エ 競技経験のない顧問を支援するため、近隣校との合同チームの編制や外部指導員の活用などによる負担軽減策を検討する。
- オ 定期考査前や通知表作業等の学期末繁忙期などに、活動制限日の設定や校務と部活動指導のバランスを各校で検討し調整する。

(2) 学校の組織風土の改革および部活動顧問の意識改革

- ① 校長の学校経営計画の中に部活動の活動方針を盛り込み、管理職としてのリーダーシップのもと、全ての教員が部活動の適切なあり方を工夫して取り組む。
- ② 部活動の意義や目的を踏まえ、成果の追求だけでなく、生徒の心身の発育や健全な成長を促す活動とする。
- ③ 生徒の健全な成長を目的とした活動とすることにより、併せて熱中症対策、体罰禁止等も含めた安全管理の徹底を図る。
- ④ 大会やコンクールが開催されない期間にオフシーズンを設けるなど、連続した休止期間の設定を奨励する。

4 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

【ポイント】

- 「学校徴収金管理システムの運用」 「部活動への支援」
- 「本プランに基づく手立ての具体化」

(1) 副校長の出勤時刻の適正化

学校給食の調理業務を導入している学校において、朝、給食受託事業者が学校施設入口を解錠でき、立ち入れる区域を限定できるセキュリティシステムを導入し、副校長が食材料の搬入のために早朝に出勤しなくても学校施設入口の解錠ができるよう改善を行う。

(2) 文書・調査関係事務に関する支援

- ① 教育委員会事務局が発出する調査を精査し、調査の廃止や同種の調査の統合などを進める。また、校務支援システムの機能を有効に活用し、可能な限り調査の簡素化を図る。
- ② 文書業務等を担う人材として、スクール・サポート・スタッフ配置校の拡充を東京都に要請する。

(3) 学校徴収金管理システムの運用

給食費、教材費等の学校徴収金の集金管理や事業者への支払業務をシステム化することにより、学校内での現金保管や金融機関窓口での手続き等に要する教員の事務負担を軽減するとともに、学校徴収金の会計処理を迅速化する。

(4) 在校時間の把握

管理職が教員の在校時間を把握し在校時間の縮減を働きかけるとともに、休暇申請、旅費申請等もペーパーレス化し、管理職および教員双方の事務手続きの負担軽減を図るため、出退勤管理システムの導入を検討する。

(5) 学校休務日の設定

夏季休業日等の長期休業期間に学校休務日が設けられるよう、施設管理員（委託事業者）の配置日数を拡大する。

併せて、休務日の対応や周知の方法について検討を行う。

(6) 学校定時退勤日の設定

定時退勤日を設けるための環境整備を行う。

※(5)および(6)の設定にあたっては、電話機の入れ替え等必要な機能について併せて検討する。

(7) 部活動のあり方に関する方針の策定と運用

- ① 平成31年度に「(仮称)練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」を協議する検討組織を設置し、年度内に方針を策定する。
- ② 教育指導課が方針の運用状況を継続的に把握し、状況に応じた指導・助言を行う。
- ③ 部活動指導員の導入に関して、平成32年度から開始予定の会計年度任用職員制度や部活動指導員の任用のあり方、研修等について検討する。

(8) 本プランの方向性を具体化し推進する組織の設置

- ① 平成31年度においても「教員の働き方改革に関する検討委員会」を継続し、本プランの実施状況を検証する。
- ② 「教員の働き方改革に関する検討委員会」において、各校の取組状況や教育委員会の施策の進捗状況を共有し、本プランを踏まえた働き方改革を推進する。

資料 4

令和 7 年 2 月 5 日
教育振興部教育総務課

令和 7 年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について

1 事業者選定校（20校）および委託候補事業者

	学校名	委託候補事業者名	所在地
※ 1	光和小学校	有限会社 日本オルウィッツ	練馬区高松
2	石神井小学校、下石神井小学校 北原小学校、大泉第二小学校	東日本建物管理 株式会社	練馬区高野台
3	旭丘小学校、早宮小学校 旭丘中学校	株式会社プラント	練馬区大泉学園町
4	豊玉小学校、南町小学校 中村中学校	ソシオ株式会社	練馬区豊玉中
5	上石神井北小学校、橋戸小学校 南が丘小学校	株式会社ジェイレック	練馬区関町南
6	豊玉南小学校、北町小学校 開進第二中学校	株式会社 諏訪サービス社	練馬区貫井
7	光が丘春の風小学校、関町北小学校 光が丘第三中学校	有限会社 日本オルウィッツ	練馬区高松

※は令和 7 年度から新規に委託を開始する学校

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 選定経過

- 令和6年8月1日 第一回選定委員会（構成委員は事務局職員および学校長計5名）
- 9月4日 区ホームページにおいて委託事業者募集について告知
- 10月4日 企画提案書提出期限（応募20社）
- 10月31日 第二回選定委員会において、一次審査通過事業者として11社を選定、一次審査結果を各社に通知
- 11月12日 二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリングによる選考）
- 11月18日 第三回選定委員会において、委託候補事業者6社を選定

5 委託実績

	令和6年4月1日現在	令和7年4月1日（予定）
小学校	57校	58校
中学校	33校	33校
合計	90校	91校

資料 5	
------	--

令和 7 年 2 月 5 日

教育振興部保健給食課

令和 7 年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について

1 事業者選定校（31校）および委託候補事業者

	学校名	委託候補事業者名	所在地
※1	1 南が丘小学校	日本国民食(株)	江東区新木場
	2 豊玉東小学校	(株)東洋食品	台東区東上野
	3 中村小学校	一富士フードサービス(株) 関東 支社	千代田区神田錦町
	4 開進第四小学校	(株)NECライベックス	港区三田
	5 北町小学校	城北給食事業協同組合	練馬区富士見台
	6 練馬小学校	城北給食事業協同組合	練馬区富士見台
	7 豊溪小学校	城北給食事業協同組合	練馬区富士見台
	8 春日小学校	城北給食事業協同組合	練馬区富士見台
	9 光が丘四季の香小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
	10 光が丘秋の陽小学校	(株)藤江	墨田区両国
	11 上石神井北小学校	(株)東洋食品	台東区東上野
	12 光和小学校	葉隠勇進(株)	港区芝
※2	13 北原小学校	日本国民食(株)	江東区新木場
	14 関町小学校	東京ケータリング(株)	新宿区左門町
	15 大泉第二小学校	フジ産業(株)	港区虎ノ門
	16 大泉第三小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
	17 大泉西小学校	(株)レクトン	中央区新川
	18 南田中小学校	(株)藤江	墨田区両国
	19 北町中学校	一富士フードサービス(株) 関東 支社	千代田区神田錦町
	20 貫井中学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷

	21	石神井西中学校	フジ産業(株)	港区虎ノ門
	22	谷原中学校	シダックス大新東ヒューマンサービス(株) 東京支店	新宿区大久保
	23	大泉中学校	(株)東洋食品	台東区東上野
	24	大泉学園中学校	シダックス大新東ヒューマンサービス(株) 東京支店	新宿区大久保
	25	八坂中学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
	26	旭丘小学校 旭丘中学校	(株)藤江	墨田区両国
	27	豊玉南小学校 豊玉第二小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
	28	旭町小学校 豊溪中学校	(株)NECライベックス	港区三田
※2	29	光が丘春の風小学校 光が丘第二中学校	(株)藤江	墨田区両国
	30	光が丘第三中学校 光が丘夏の雲小学校	(株)東洋食品	台東区東上野
※2	31	小中一貫教育校大泉桜 学園	(株)藤江	墨田区両国

※1 1は令和7年度から新規に委託を開始する学校

※2 13、29、31は現委託事業者から委託候補事業者が変更となった学校

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 選定経過

令和6年7月31日 第一回選定委員会（構成委員は事務局職員および学校長計5名）

- 9月4日 区ホームページにおいて委託事業者募集について告知
- 10月4日 企画提案書提出期限（応募16社）
- 10月22日 書類審査により一次審査通過事業者として13社を選定
一次審査結果を各社に通知
- 11月11日 第二回選定委員会（二次審査）（プレゼンテーションおよびヒアリングによる選考）
- 11月22日 第三回選定委員会において、委託候補事業者12社を選定

5 委託実績

	令和6年4月1日現在	令和7年4月1日（予定）
小学校	60校	61校
中学校	33校	33校
合計	93校	94校

令和 7 年 2 月 5 日
教育振興部教育指導課

令和 6 年度 練馬区立学校「東京都統一体力テスト」の結果について

1 調査の目的

児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、練馬区の児童・生徒の体力・運動能力および生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

2 調査の対象

練馬区立学校在籍の全児童・生徒

3 調査の期間

令和 6 年 5 月～6 月

4 調査の内容

(1) 体格および体力・運動能力

ア 体格

○身長 ○体重

イ 体力・運動能力

○握力（筋力） ○上体起こし（筋力・筋持久力）

○長座体前屈（柔軟性） ○反復横とび（敏捷性）

○20mシャトルラン（全身持久力） ○50m走（スピード・走能力）

○立ち幅とび（瞬発力・跳能力）

○ソフト（ハンド）ボール投げ（瞬発力・投能力・巧緻性）

※小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げ

(2) 生活・運動習慣等調査

児童・生徒の運動の状況、生活習慣の状況、運動への意欲等について質問調査により実施

5 調査の結果

(1)「体力・運動能力」種目別平均点と総合評価平均点

(令和6年度練馬区および令和6年度東京都)

※ 小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げ。

※ 令和6年度東京都は「令和6年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」を活用。

男子

調査項目		校種・学年		小学校						中学校		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
身長 (cm)	練馬区	116.9	123.0	128.9	134.2	139.9	146.4	153.8	161.5	167.1		
	東京都	116.8	123.3	129.1	134.3	140.2	146.4	154.1	161.7	166.6		
体重 (kg)	練馬区	21.3	24.2	27.7	31.0	<u>34.8</u>	39.4	<u>44.5</u>	<u>49.8</u>	<u>54.5</u>		
	東京都	21.5	24.5	27.8	31.2	35.7	39.7	45.7	50.8	55.6		
握力 (kg)	練馬区	8.5	10.4	12.2	14.0	16.2	19.0	23.4	29.0	33.8		
	東京都	8.8	10.6	12.5	14.2	16.4	19.4	23.8	29.4	33.6		
上体起こし (回)	練馬区	11.1	13.9	15.9	17.8	19.4	21.3	23.6	26.6	28.5		
	東京都	11.4	14.1	16.3	18.2	19.6	21.3	23.3	25.7	27.7		
長座体前屈 (cm)	練馬区	<u>25.9</u>	<u>27.6</u>	<u>30.0</u>	31.8	<u>33.6</u>	<u>36.1</u>	39.9	43.6	46.8		
	東京都	26.8	28.3	30.6	32.2	34.6	36.6	40.3	43.0	47.0		
反復横とび (点)	練馬区	25.9	<u>29.5</u>	<u>32.8</u>	<u>36.3</u>	<u>39.7</u>	<u>43.3</u>	48.3	<u>50.7</u>	<u>53.2</u>		
	東京都	26.2	30.3	34.0	37.5	40.6	43.9	48.5	51.5	53.8		
20m シャトルラン (回)	練馬区	<u>16.8</u>	26.2	<u>32.6</u>	<u>39.3</u>	<u>45.6</u>	<u>52.9</u>	65.2	77.2	83.4		
	東京都	17.4	25.9	34.8	41.0	46.7	53.9	63.5	75.5	79.9		
50m走 (秒)	練馬区	11.9	10.9	10.4	9.8	9.5	9.1	8.7	8.2	7.6		
	東京都	11.9	10.9	10.3	9.9	9.6	9.1	8.8	8.1	7.8		
立ち幅とび (cm)	練馬区	<u>110.8</u>	<u>122.5</u>	<u>131.5</u>	<u>139.4</u>	<u>148.9</u>	<u>159.8</u>	<u>178.1</u>	<u>195.8</u>	<u>209.1</u>		
	東京都	112.9	123.5	133.7	142.1	150.8	162.5	179.5	198.9	210.7		
ボール投げ (m)	練馬区	<u>7.3</u>	10.7	<u>13.8</u>	<u>16.7</u>	<u>19.8</u>	<u>23.5</u>	<u>17.1</u>	<u>20.0</u>	<u>22.4</u>		
	東京都	7.8	11.1	14.5	17.5	20.4	24.0	17.8	20.6	23.3		
体力合計点 (点)	練馬区	<u>28.4</u>	35.8	<u>41.5</u>	<u>46.8</u>	<u>51.8</u>	<u>57.7</u>	33.2	40.7	47.1		
	東京都	28.9	36.0	42.1	47.5	52.6	58.2	33.2	40.8	47.3		

* 網掛け部分は東京都平均を上回るもの

* 下線部は東京都平均を0.5ポイント以上下回るもの

女子

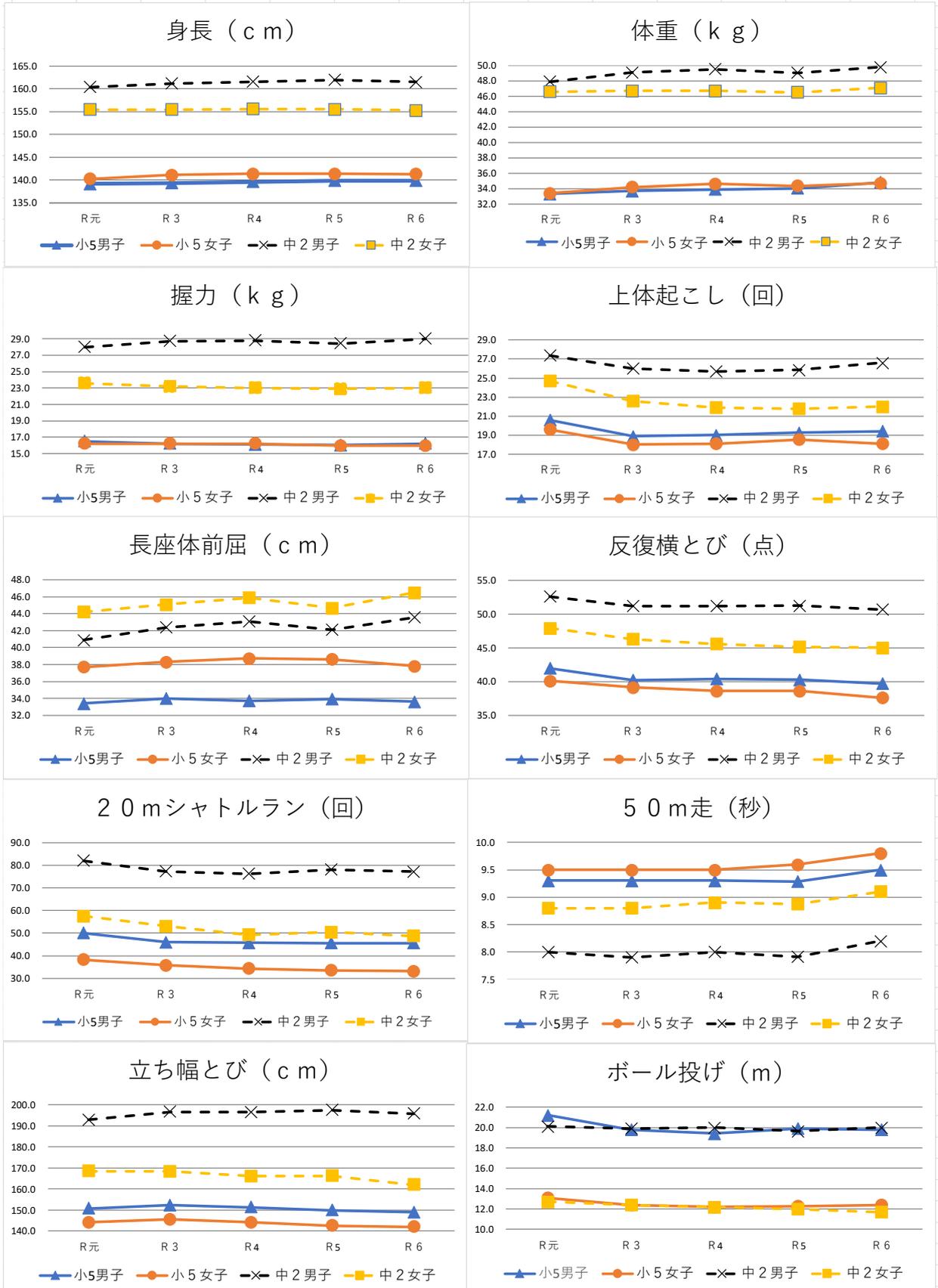
調査項目		校種・学年		小学校						中学校		
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
身長 (cm)	練馬区	115.8	122.0	127.9	134.1	141.3	147.8	152.9	155.3	157.1		
	東京都	115.8	122.1	127.9	133.9	141.2	147.7	152.8	155.2	157.0		
体重 (kg)	練馬区	20.9	23.6	26.7	30.2	34.7	39.5	<u>43.8</u>	47.1	<u>49.0</u>		
	東京都	20.9	23.7	26.9	30.3	35.1	39.8	44.3	47.3	49.5		
握力 (kg)	練馬区	8.0	9.7	11.5	13.3	16.0	18.7	21.4	23.0	24.4		
	東京都	8.2	9.8	11.6	13.4	16.1	18.9	21.2	23.3	24.3		
上体起こし (回)	練馬区	10.7	12.9	15.2	16.7	<u>18.1</u>	19.9	20.8	22.0	23.2		
	東京都	10.7	13.3	15.4	16.9	18.7	19.9	20.3	21.2	22.4		
長座体前屈 (cm)	練馬区	<u>28.0</u>	<u>30.5</u>	<u>33.3</u>	<u>35.6</u>	<u>37.8</u>	41.8	44.2	46.5	47.6		
	東京都	29.1	31.2	33.9	36.2	38.7	41.4	43.6	45.6	46.9		
反復横とび (点)	練馬区	<u>24.6</u>	<u>27.8</u>	<u>31.2</u>	<u>34.2</u>	<u>37.6</u>	<u>40.6</u>	<u>44.0</u>	<u>45.0</u>	<u>44.9</u>		
	東京都	25.4	29.1	31.9	35.5	38.8	41.6	44.6	45.8	46.5		
20m シャトルラン (回)	練馬区	<u>13.5</u>	<u>18.7</u>	<u>23.5</u>	<u>28.2</u>	<u>33.2</u>	<u>38.5</u>	44.8	<u>48.8</u>	50.1		
	東京都	14.1	20.4	25.1	29.8	35.9	40.7	43.6	49.5	49.2		
50m走 (秒)	練馬区	12.2	11.3	10.7	10.2	9.8	9.4	9.3	9.1	8.9		
	東京都	12.2	11.3	10.7	10.3	9.8	9.4	9.3	9.1	8.9		
立ち幅とび (cm)	練馬区	<u>103.5</u>	<u>111.6</u>	<u>122.4</u>	<u>132.0</u>	<u>141.9</u>	<u>149.9</u>	<u>160.6</u>	<u>161.9</u>	<u>166.0</u>		
	東京都	104.7	115.6	124.9	133.7	143.9	152.0	162.7	165.6	169.6		
ボール投げ (m)	練馬区	5.0	6.6	8.7	<u>10.4</u>	<u>12.4</u>	<u>14.2</u>	10.8	<u>11.7</u>	<u>12.9</u>		
	東京都	5.3	7.0	8.9	10.9	12.9	14.8	11.2	12.2	13.5		
体力合計点 (点)	練馬区	<u>28.0</u>	<u>34.9</u>	41.6	<u>47.1</u>	<u>52.8</u>	58.5	42.7	45.9	48.5		
	東京都	28.5	35.6	42.0	48.0	53.8	58.8	42.1	46.2	48.9		

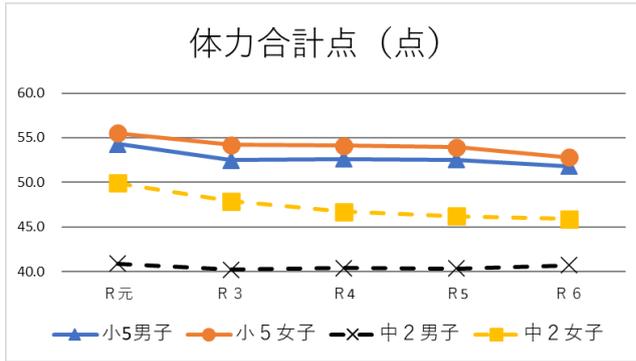
* 網掛け部分は東京都平均を上回るもの

* 下線部は東京都平均を0.5ポイント以上下回るもの

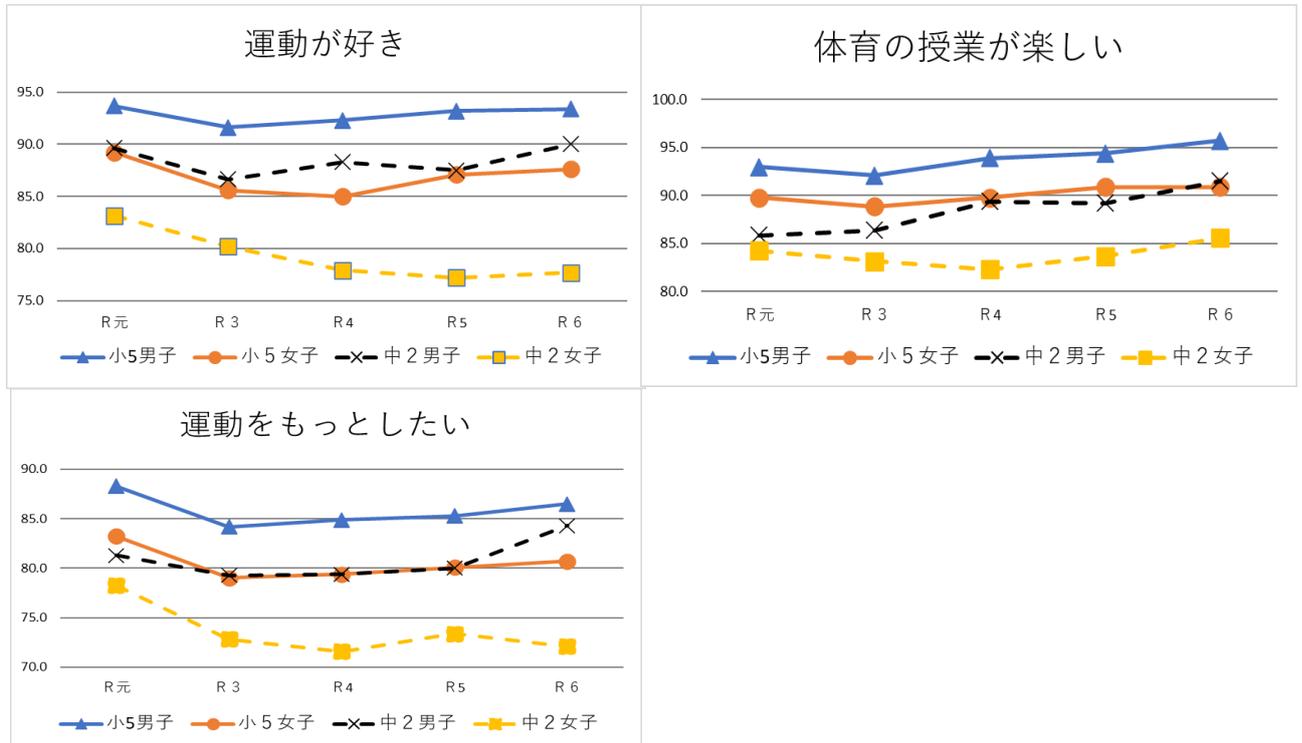
(2) 「体力・運動能力」種目別平均点の結果（令和元年度～令和6年度 練馬区）

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調査を中止。





(3) 運動、体育・保健体育の授業に関する意識調査（令和元年度～令和6年度 練馬区）
 （*設問に対する肯定的な回答の割合を表示）



(4) 令和6年度における練馬区と東京都の結果比較

ア 体力・運動能力の調査

- ・身長については、女子において東京都の平均に比べ、上回る学年が多く見られた。
- ・体重については、男女共に東京都の平均を下回った。
- ・「長座体前屈」「20mシャトルラン」については、男女共に東京都の平均と比べ、一部上回っている学年がある。
- ・「握力」「50m走」については、男女共に多くの学年において、東京都の平均と同程度である。「上体起こし」については、中学校男女共に東京都の平均を上回った。
- ・「反復横とび」「立ち幅とび」「ボール投げ」については、男女共に東京都の平均を0.5ポイント以上下回っている学年が多い。

(5) 練馬区の結果における経年比較（過去5回 令和元年度から令和6年度）

ア 体力・運動能力の調査から

- ・令和5年度と比べ、身長は同程度の数値、体重は数値の上昇を示している。
- ・小学校5年生においては、男女ともに「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ボール投げ」「体力合計点」の数値が横ばいか減少傾向になっている。
- ・中学校2年生においては、男女ともに「上体起こし」「長座体前屈」の数値において記録が向上している。「握力」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ボール投げ」「体力合計点」の数値において横ばいか減少傾向になっている。

イ 生活・運動習慣等調査から

- ・「運動が好き」「体育の授業が楽しい」について、肯定的な回答をしている割合が令和5年度の数値を上回った。
- ・「運動をもっとしたい」について、肯定的な回答をしている割合が中学校2年生女子を除き令和5年度の数値を上回った。

(6) (4)および(5)を受けて

ア 令和元年度から令和3年度にかけて運動への意欲は低下したが、令和3年度から令和6年度にかけて、小中学校ともに改善傾向となった。特に「体育の授業が楽しい」について肯定的な回答の割合が増加していることから、教員による体育・保健体育の授業改善が進んでいると捉えている。

イ 多くの項目において体力テストの数値が横ばいまたは減少傾向にある背景としては、生活習慣の変化により、スクリーンタイムが増え、子供たちの運動機会や運動時間が減少したことによるものと考えられる。

(7) 体力向上に向けた主な取組

ア 体力向上検討委員会における取組の啓発【新規】

(7) 体力向上検討委員会の目的

練馬区立小中学生に向けて、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために必要な体力向上の啓発を図る。また、練馬区立小中学校教員等に向けて、体力向上に関する指導法の推進を行う。

(4) 体力向上検討委員会の構成員

小中学校長(各1名)、体力向上推進の中心となる教員(10名程度)および指導主事

(7) 体力向上検討委員会の取組内容

- ・体力・運動能力の調査、生活・運動習慣等調査の結果の分析と考察
- ・体力向上に関する研修内容の検討
- ・モデル校による授業や休み時間等での運動の日常化につながる運動の実施および発信
- ・小学校体育科および中学校保健体育科の指導方法に関する教員実技研修の実施
- ・体力向上の啓発となるリーフレット作成・配付（教員対象）

イ 学校におけるゲストティーチャー等を招聘した体験活動、講演会等の実施【継続】

ウ 東京都統一体力テストにおけるシステム「東京 ALPHA」活用の周知【新規】

「東京 ALPHA」とは、都内公立学校の児童・生徒がタブレット等を活用し、体力・運動能力の調査および生活・運動習慣等調査の内容を入力するソフトである。それにより、児童・生徒は、調査結果を蓄積することができ、自身の体力向上の経過や課題等を把握することができる。また、調査の結果に応じた体力向上に向けて「あなた向けの動画」および体力・運動能力の調査の「お手本動画」を閲覧することができ、自身の課題改善に主体的に努めることができる。

ねりま子育て応援アプリの愛称について

令和 6 年 4 月から運用を開始した「ねりま子育て応援アプリ」について、つぎのとおり愛称を決定したため、報告する。

1 愛称

ねりはぐ

2 決定の経緯

妊娠・出産・子育て期にある多くの区民に親しみを持ってアプリを利用していただくため、愛称の募集を行った。

ア 募集期間

令和 6 年 10 月 11 日から 11 月 11 日まで

イ 応募総数

99 件

愛称候補選定委員会を開催し、応募のあった愛称の中から候補を 5 つ選定した。

ア 開催日

令和 6 年 11 月 20 日

イ 愛称候補（50 音順）

(ア) こそだてねりま

(イ) こねりん

(ウ) すこねり

(エ) にこねり

(オ) ねりはぐ

愛称候補の投票を実施し、得票数が最も多かった「ねりはぐ」を愛称として決定した。

ア 投票期間

令和 6 年 12 月 1 日から 12 月 22 日まで

イ 投票総数

267 票

ウ 最多得票

ねりはぐ 85 票

3 今後の予定

アプリのホーム画面に愛称を表示する改修を加え、令和7年4月から愛称の使用を開始する。あわせて、今後の改善に向けた利用者アンケートを実施する。

4 周知方法

区報、区ホームページ、SNS（区公式 LINE、X）、ねりま子育て応援アプリ等で周知する。

令和 7 年 2 月 5 日

こども家庭部こども施策企画課

練馬こども園の認定について

区は、平成 27 年度に独自の幼保一元化の取組として練馬こども園を創設し、通年で 9 時間から 11 時間の預かり保育を行う私立幼稚園を認定している。

この度、新たに私立幼稚園 1 園を認定する。

1 新たな認定

園名	大泉幼稚園
設置者	学校法人 貞和学園 理事長 加藤 憲一
設置年月	昭和 29 年 11 月
所在地	練馬区東大泉一丁目 27 番 30 号
認定区分	標準型(3 歳児から 5 歳児を対象とした 11 時間以上の保育) 令和 6 年 9 月に低年齢型(3 歳未満児を対象とした 9 時間以上の保育)を認定済み
預かり保育時間	11 時間(7 時 30 分 ~ 18 時 30 分)
定員	80 人(幼稚園定員 280 人)

2 今後の予定

令和 7 年 2 月上旬	認定
令和 7 年 4 月	開始

(参考) 実施園数

	実園数	認定件数
令和 7 年 4 月 時点	30 園	35 件(標準型:19 件 短時間型: 9 件 低年齢型: 7 件) 標準型と低年齢型の重複認定が 5 園

令和 6 年度練馬区二十歳のつどいの開催結果について

1 日時

令和 7 年 1 月 13 日（月・祝）

【午前の部】午前 11 時～正午（郵便番号 176・179 地域に在住の方）

【午後の部】午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分（郵便番号 177・178 地域に在住の方）

2 会場

練馬文化センター（大ホール、小ホール）

※申込サイトから希望会場を選択する事前申込制とした。大ホールは、午前・午後とも収容人数（1,300 人）に達したため、抽選を行った。

※大ホールでの式典等の様子を小ホールにおいて放映、同時に YouTube でライブ配信を行った。

3 対象者

7,020 名（外国人 612 名を含む）

4 参加者

3,549 名（参加率 50.1%）

5 内容

(1) 式典

- ① 国歌斉唱
- ② 区長挨拶
- ③ 来賓祝辞（区議会議長）
- ④ 来賓紹介（登壇者）
- ⑤ 20 歳のメッセージ発表

(2) 演奏会

大谷康子氏によるヴァイオリン演奏

(3) 区ゆかりの著名人からのお祝いメッセージ上映

永野雄大氏、平岩優奈氏、増田貴久氏

(4) 抽選会

協賛団体等から提供の施設入場券や区内共通商品券などを、二十歳のつどいスタッフの進行による抽選会を行い、当選者へ贈呈した。

【協賛団体等】 計 10 団体

一般社団法人練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、練馬区商店街連合会、公益社団法人練馬東法人会、公益社団法人練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、ホテルカデンツァ東京、株式会社新都市ライフホールディングス、西武鉄道株式会社、ワーナー ブラザース スタジオジャパン合同会社

(5) 写真スポットの設置

ココネリホール内に 3 か所設置

(6) 祝い品

ねりコレ取扱店（56 店舗）で 2 月 20 日（木）まで利用できる祝い品引換券（900 円相当）を参加者に配布。

（参考）対象者数および参加者数等（過去 5 年間）

開催年度	対象者数	参加者数	参加率
令和 5 年度	7,035 名	3,426 名	48.7%
令和 4 年度	6,963 名	3,423 名	49.2%
令和 3 年度	7,111 名	3,498 名	49.2%
令和 2 年度	7,365 名	—	—
令和元年度	7,579 名	4,560 名	60.2%